

平成19年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年12月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	まちづくり政策室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	秘書課長	立入	孝次
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	辻	昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前8時59分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様のため、配付を省略しましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第18番、鈴木市朗君、第19番、原田薫君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（林 克君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第7号、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 皆さん、おはようございます。私は3点において質問させていただきます。

まずはじめに、避難所指定校の防災機能整備の推進ということでお伺いいたします。

現在、国民生活の基盤となる安心・安全の確保が大きな課題となっている中、特に大規模震災の発生に備えたさまざまな対策が検討されております。その中で、災害時に防災拠点となる公共施設の約6割を学校施設が占めており、学校施設は災害時の避難所として重要な役割を担うことが求められております。

全国の公立学校で避難所に指定されている学校数は3万3,670校で、公立学校数全体の約9割に相当します。これらの学校施設は避難場所として被災者を受け入れるのみならず、地域住民に必要な情報を収集、発信すると共に、食料、生活用品等の必要物資を供給する拠点になるなど、さまざまな役割を果たすことになっております。

ところが、避難場所に指定されている学校施設の防災機能の整備状況を見ると、防災倉庫等が設置されているのは約27%、自家発電設備の準備は約14%、水を確保するための浄水設備等の整備は約27%という状況で、避難場所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合されていないのが現状であります。

公明党は、子どもが安心して学べる環境と共に、自然災害による避難場所として、学校施設の耐震化を推進してまいりました。しかし、学校施設そのものが防災機能を十分に備えていない状況では、国民の安心・安全は得られません。公立学校施設の防災機能の整備財源は、文部科学省の補助金のほか、内閣府や国土交通省の制度も活用できますが、あまり知られておらず、ほとんど利用されておられません。文部科学省の補助金も含め、それ以外の財政支援制度を積極的に活用して、避難場所として十分機能できる公立学校施設の防災機能の整備の推進が急務の課題と思っておりますが、そこで質問させていただきます。

1、本市におきまして、公立小中学校の避難場所とされる体育館等の耐震化計画はどのようにされておりますか。2番、大規模震災の発生に備えた避難所の整備計画はどのようにされておりますか。

次に、2番目に、市営住宅の安心・安全はということで質問させていただきます。

この市営住宅の件につきましては、平成17年度12月定例会でも質問いたしました。その内容は、耐震強度の件、水漏れの件でありました。築40年たっているが、耐震強度は検査済みで全く問題がないとのことでした。水漏れにつきましては、住んでおられる方から聞いていないとの答弁でありましたが、市営住宅の皆様が安心して暮らしていけるにはどのようにしていけばいいのかという点で、永原の市営住宅の4階建て4棟の件でございますが、住人の方から先日連絡をいただき、現地に調査にいきました。聞いたところによりますと、給排水管の水漏れが、今年に入りひどくなってきて困っているとのことでありました。

ほかの点では、ハトが布団や洗濯ものにふんをつけるので困っているということもありました。また、吉地の市営住宅におきましては、よく自転車が盗難されるということも起きているようでございます。

そこで質問でございますが、1、水漏れの問題は、今後どのように計画されておるのか。2番、永原住宅のハトに対する対策はどのようにされておるのか。3、吉地市営住宅の自転車盗難等の対策はどのようにされておるのかお伺いいたします。

次に、市内道路の安全性はということで質問させていただきます。

本市の安全な市道整備につきまして、昨年9月定例会でも質問いたしました。いまだに通学路の整備ができないのが不思議でなりません。県道48号線の小南から光善寺川までの朝の通学時間帯は、篠原駅に向かって高校生が自転車で坂道を急いで登っております。逆方向には篠原の中学生が通学しております。この県道48号線には歩道もなく、道幅が狭く、通勤の車に接触するかしらないかで毎日通っております。生徒たちの親たちは、毎日、交通事故に遭わないかと心配をされております。子どもは国の宝だと言いつつ、その流れについてきてないのが現状であります。

また、各自治会の生活道路の整備につきましては、信号機のない交差点での接触事故が多発しております。その多くが見通しが悪かった、不注意だった等があります。この見通しが悪い原因には、建物が新しく建った、春、夏等の季節には、樹木が伸びて見えない等があります。この解決には、カーブミラーが役に立ちますが、まだまだ取り付けていない交差点、三差路がたくさんあります。通学路に関しては、たくさん危険な場所があると思っておりますが、次の点はどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

1、県道48号線の小南の交差点から光善寺川の橋までの改善を、県の方に要望することでしたが、その後、どうなっておるのか。2、県道504号、小島野洲線の野洲高

校前から三上コミセンまでが、非常に通学路にしては危険な道路であります。改善の予定があるのか、お伺いたします。3、県道2号線、久野部信号から生和神社前の感应式信号までの間が遠いので、信号機設置の要望が地元の自治会からかなり前から出ていますが、その後の進展はどうなのか。4、交差点、三差路のカーブミラーの取り付けは、年間何カ所申請が出ており、その予算化はできないのか。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。矢野議員の1点目の避難所指定校の防災機能の整備の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、避難所とされる体育館の耐震化計画についてでございますが、学校施設ではどの学校から耐震診断や耐力度調査を実施すべきか、その優先度を定める耐震化優先度調査を平成18年度に実施をいたしました。本年度には、野洲中学校の基本構想を策定しているところでございます。今後、計画的に事業を進めるために、耐震診断や耐力度調査を実施をいたしまして、診断結果によりましては対象とする篠原小学校や三上小学校、及びそれぞれの体育館も順次実施できるよう、より具体的な計画を策定していきたいと考えております。まずは、児童・生徒が安全に学習できる場として、学校施設の校舎を第一と考えております。合わせて体育館の整備計画につきましても、早い時期に取り組みたいと考えております。

次に、大規模地震の発生に備えた避難所の整備計画でございますが、合併後、新たにコミュニティセンターなかさと及びコミュニティセンターひょうずを整備をいたしました。災害時に両学区の拠点となる学区連絡所に位置づけると共に、避難所としても指定をいたしました。充実を図ってきたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） おはようございます。それでは、矢野議員の2点目、3点目について、お答えをいたしたいと思っております。

まず、市営住宅の安心・安全についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の水漏れ問題でございますが、これにつきましては、給排水管の水漏れにつきましては、入居者からの連絡を受けまして、修繕で対応しております。特に矢野議員からも質問がありましたように、この住宅につきましては耐震診断の結果、よいということござ

いますので、今のところ、大規模改修等の計画はしておりません。

第2点目のハト対策についてでございますが、鳥害駆除業者とも協議しながら、屋上には器具を取りつけるなど、対策を講じましたが、しかし、各戸のベランダへ移動することからハトを一掃できていないのが現状であります。そうしたことから、ベランダにはハトを寄りつけない創意工夫につきましては、それぞれ各自でお願いするよう周知しているところでございます。

3点目の、自転車の盗難等の対策でございますが、これにつきましても、やはり個人の財産は自ら守っていただくということを基本にしておりますので、盗難の被害に遭わないように、それぞれ鍵の施錠、あるいは防犯登録をしていただくよう周知徹底しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目の、市内道路の安全性についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の県道48号線、小南交差点から光善寺川橋までの改善でございますが、ご質問の県道48号線、近江八幡守山線の改善、いわゆる歩道の整備につきましては、大津能登川長浜線の小南の交差点から、市道久野部小南線までの約340メートルについては、現在、県で取り組みをしていただいております。また、本年の7月に高木地先で、当該県道ののり面が崩壊いたしまして、県では現在、この補修工事の設計中であります。年度内には工事の着手の予定であります。その中で、この補修工事の区間につきまして、何らかの手当てというか、歩道設置ができないかということで、今県と協議をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。特にこの光善寺川の左岸に沿っての坂道が続く高木地先につきましては歩行者、あるいは自転車等の通行の安全確保は必要であるということ強く認識しておりますので、できるだけ早い時期に整備されるよう、県に要望しているところでございます。

次に、2点目の野洲高校前から三上コミセンまでの安全対策でございます。

この道路については、市道でございますが、市道三上市三宅線は通学道路であり、通行車両も多く、また路線バス等の運行経路でもありますことから、大型車両の通行が多い路線であります。この歩道の設置を考えますと、当路線は左右いずれも民家等も張りついているところから、一連の歩道として整備することが難しい状況にあります。しかし、この路線の立地状況を考慮して、より効果的な整備を検討する必要があることから、次年度以降におきまして、歩道整備を踏まえまして、調査に着手したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、3点目の県道大津能登川長浜線の信号機の設置につきましてでございますが、早くから平成8年以降、地元住民の方より富波乙地先の交差点に信号機を設置してほしいとの要望を受けまして、今日まで鋭意、守山警察署に要望しております。また、今年の6月には、地元自治会から再度要望を受けており、野洲市といたしましても当要望箇所には長年の地元の強い願いでもあり、また、当県道の交通量も多い実態を踏まえまして、市の最優先課題として受けとめ、今後も積極的に要望活動を続けてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、4点目のカーブミラーの設置の申請件数及び予算化についてでございますが、昨年度での実績で、カーブミラーの新設要望につきましては、自治体等から27カ所の新設要望があり、当該年度中に18基を設置いたしました。新規要望箇所の設置につきましては、それぞれ現場確認を行い必要の有無を判断すると共に、緊急性の高いところから順次、整備しておりますのでよろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の学校施設の整備計画を早い時期に取り組むとのお答えでございますが、具体的にいつごろからなのかお聞かせ下さい。他市では、この学校施設を利用して災害時の避難場所として活用できるように、もう既に整備を行っておるところがあります。

事例を少し紹介いたしますと、兵庫県神戸市におきましては、整備に至った背景といたしましては、震災時の道路交通寸断によりバキューム車が収集に困難ということで、常時は普通のマンホールだが、災害時にはマンホールのふたをあげ、ユニット式上屋とポータブル便器を設置することで仮設トイレが活用できるような方法をとられたそうでございます。対象範囲といたしましては、避難所となる学校施設の、これ、18年度の末でございますが、学校施設の57カ所と公園3カ所にも取り付けが終わっているそうでございます。

徳島県吉野川市では、プールを利用しまして、老朽化した小学校のプール改築に付せて、災害時緊急給水システムを設置した。自主防災組織の年1回の避難訓練時にも、緊急給水システムを稼働させて災害時の給水を体験するなど、地域住民の防災の意識をもう既に始まっているようでございます。

東京都の調布市であります、阪神淡路大震災以後、避難所強化の一環といたしまして、平成8年度から調布市、すべての小中学校に災害用井戸の設置を行っております。付せて、

井戸水及びプールの水を生活用水、飲料水として使用するため、各学校の備蓄倉庫に浄水器の備蓄を既に行っておるそうでございます。

これは寒いところですけども、福井県の鯖江市におきましては、屋内運動場の改築において、アリーナ部分の床下に利用して、床下暖房設備を設置して、冬期の災害時における避難所の住居性の向上を図っておるそうでございます。

福島県郡山市におきましては、郡山市では、校舎屋内運動場の新增築、改造や大規模改修に付せて、多機能トイレの設置を進めており、避難所となる屋内運動場にも多機能のトイレを既に設置をされております。

これは岐阜県多治見市であります。多治見市では第5次総合計画に基づき、広域避難所指定地域に防災倉庫を設置しております。この防災倉庫が貨車を利用した防災倉庫を利用して、単価を安く仕上げておるそうでございます。

まだ諸々あるわけでございますが、実際、紹介すると時間がございませんので、以上で終わります。

2点目の避難所といたしまして、コミセンなかさと、コミセンひょうずを学区の連絡所に位置づけるとのことでございますが、具体的にどのような避難所に整備されるのか。また、ほかの学区のコミセンにつきましては、どのように計画されておるのかお伺いさせていただきます。

次に、市営住宅について質問させていただきます。

1点目の水漏れにつきましては、去る11月17日土曜日、住人の方から連絡をいただき、土日で休日であるので、19日月曜日に業者の方が来て、仮の工事をされるとのことであります。そこで、この19日に現地調査に行きましたら、4階304室の給水管よりフロアのコンクリート隠ぺい場所から水漏れが発生しておりました。それにより、3階300号室便所の天井が水が落ちておりました。300号室の方は、天井にビニールシートをかけながら土、日と用事を済ませておられました。ここに写真がありますけれども、映りますか。この辺がビニールシートがひいてあるのです。ここが便所の天井でございますけれども、ここにビニールシートを張って用事を済ませるといって土日をお過ごしおられました。こんな状況でありました。

パイプシャフトを点検しましたら、給水管はほとんどさびが発生して腐っておりました。これでは圧力のかかる給水管からは水漏れがしてもおかしくないと感じさせていただきました。これも写真があるんですけども、映りますか。真っ茶っ茶なのです。こんな状態

です。このパイプがさびについて、今にも圧がかかっているから、この部分です。こんな状況です。ここから先を仮設で送ったという状況でございました。こういう状態です。

現在のところ、改修計画はないとのことですが、住居されている方の不安を考えると、計画的に給水管側の改修が必要と考えますが、これはいかがでございましょうか。

2点目のハト対策ですが、屋上は対策を立てたとのこと、ベランダは個人がやっているとありますが、どのような方法があるのか、これは周知されておるのかどうかお伺いいたします。

先日、このハト対策につきましては、NHKで特別番組で報道されておりました。そのときの方法で、ベランダ対策は、ベランダの端から端まで釣り糸を9センチの高さで張ると、ハトはこの釣り糸を警戒してベランダにとまることを恐れるとの研究報告がされました。これをわからぬと思いますので絵にかいたのです。へたな絵ですけども、こんな状態です。わかりますか。赤いのが釣り糸だと思ってもらって、洗濯ばさみというよりも、布団干しのはさみを両方にかけて、9センチの高さというのはハト用らしいのです、研究の上。ハト対策でこうしてもらえばベランダにとまらないということが報告されておりました。こういった方法がありますので、またできたら周知していただければいいかと思えます。そのほかにも、ハトにえさを与えないということが効果的であるとおっしゃっておいしました。

住人の方が本当に困っておられますので、話し合いをしながら、効果の上がる対策をしてほしいものですが、いかがでしょうか。

3点目につきましては、警察に被害届を出されますが、まず戻ってこないとのこととございました。何か対策といたしまして、模擬のテレビカメラ等を設置し、シールで防犯のために防犯カメラが作動中であるというようなシールを自転車小屋の周りに張っておくというような方法があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3点目の市内の安全な道路につきましてですけども、この県道48号線、平成17年度、18年度と質問させていただきました。県と協議中とのお答えでありました。今回も県と協議中とのことですが、子どもたちの命がかかわることでもあり、もっと強く要望すべきだと考えますが、この辺はどうでございましょうか。

2点目の、野洲高校から三上コミセンまでにつきましても、安全確保が必要だと認識されているとのこととありますが、早期に調査し、着工にかかってほしいものであります。現在の市道は左右に民家が多く、工事が困難であるならば、違うルートで通学路の確保は

できないものか考えてほしいものですが、いかがでございましょうか。

3点目の県道大津能登川長浜線の信号機につきましては、平成8年からの要望であります。今年6月に再度出されたそうでございますが、今までの経緯を見ますと、取り付け位置で住民との間で調整がうまくいかなかったとも聞いております。どうかこの調整をきっちり行政の方でしていただいて、できるだけ早い時期に設置していただきたいと思いますが、この辺はどうでございましょうか。

次に、4点目のカーブミラーにつきましては、27カ所要望が出ており、18カ所完了したとのことでございますが、残り9カ所ありますので、ぜひとも予算化して計画をしてほしいものですが、どうでしょうか。この間にも出会い頭の事故等も起きております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設整備の関係でございますが、これは後ほどまた担当部の方からお答えをさせていただきますと思います。

まず、防災機能の強化ということでございまして、先進地といわれるところの例を挙げていただきました。本市におきましても、防災倉庫の整備につきましては、各学区ごとに1つというふうに置いておりまして、現在、7カ所がございまして、学校敷地だけでも5つございまして、国の平均よりは高いということで、ほぼ半数、約5割ということでございまして、それから、プールの関係、給水関係の例も挙げておられました。これにつきましても耐震性の防火水槽、これも給水に使えるやつですが、100トン級の防火水槽でございまして、これにつきましてもすべて学校のところに、小学校ですが、野洲小学校、三上小学校、祇王、篠原小学校、それから防災センター、北野ですが、ここに設けてございます。あと、新しくできましたコミセンなかさと、ひょうずには40トン級ですが、これも給水に使える防火水槽を設置をいたしております。後のトイレ等につきましては、今後また考えていきたいなというふうに思っております。

それから、避難所の整備ということで、コミセンなかさと、ひょうずの学区連絡所、どのようにするのかということでございまして、これにつきましては、現在、他のもとのコミセンにつきましては、既に学区連絡所に指定をしてございまして、避難所にもなっております。どのような内容かということにつきましては、今後、各学区に本市の職員

の担当が決まっております。何かあればすぐにそこに駆けつけて、まず初期の情報収集等、連絡係を務めると。その後は、避難所を開設した場合にはその担当をするという取り決めになってございます。これにつきましても、大きな災害に備えた訓練等を日ごろ続けていって対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、最後の方で、信号の関係で、大津能登川線の信号につきまして調整はどうかということですが、これも毎年要望させていただいております。調整につきましては鋭意努めまして、早く信号が付くように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 矢野議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の住宅の対応でございますが、特に水漏れ等につきまして、この住宅につきましては、昨年度、地域住宅計画を定めております。その中で、中期的にということで、外壁の補修の計画もございます。そのときにそうした給水管については対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、ハト対策並びに今の自転車の盗難でございます。矢野議員からいいアイデアをいただきました。そういうものも参考にしながら、入居者に周知徹底を図りながら、いろいろ工夫してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、道路関係でございますが、県道48号線の近江八幡守山線でございます。先ほども答弁をさせていただきましたように、現在、小南の大津能登川長浜線から市道の久野部市三宅線までの340メートルは実施していただいております。さらに先ほども言いましたように、崩壊した修繕やなしに、何とかその分についても歩道を、この全線は歩道設置ということを要望しておりますので、そこにも工夫を凝らしていただいて歩道設置をしてほしいということで、今、県と協議しておりますのでご理解いただきたいと思っております。

そして、もう一点の市道三上市三宅線でございます。これも答弁をさせていただきましたように、歩道設置を踏まえて、次年度以降にできるだけ早い時期に調査をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目のカーブミラーにつきましては、やはりこれも危険箇所につきましては予算、できるだけ早く設置できるように対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは、再質問で2番目の市営住宅の件とカーブミラーの件だけ、もう一度お伺いさせていただきますけども、水漏れの件につきましては、給水塔、恐らく屋上にあると思いますので、パイプシャフトを破っていくというような工事になるかと思っておりますので、ぜひとも予算化していただいて安心な住宅にしてほしいと思っております。

これと併用しまして、発生したのがちょうど土曜日だったわけなのです。市の職員が連絡、住人の方がされたのですけれども、この会話をちょっとお聞きしたのですけれども、住人の方が役場に連絡して担当者が来られましたと。そのときの対応が余りにも傲慢に見えたそうでございます。休日に来てやったんだというふうな言葉の端々に出ていたそうでございます。自分たちが公僕であるということをしり忘れておられる方が来られたのではないかと感じましたので、この点も、できたら今後の教育としてしてほしいと、これは要望しておきます。

次に、4点目のカーブミラーですけども、これはぜひとも安全を守るため、安心を、道路を使うためにですけども、1カ所当たり、これ、どれぐらい費用がかかるのか。また、あと9カ所をするにはどれぐらい費用がかかるのか、できたら教えていただければ助かります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、再度の質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、職員の姿勢につきましては、今後徹底して指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

カーブミラーの件でございますが、1件あたり新設をいたしますと10万円あたりの経費でございます。さらにそのカーブミラーの設置でございますが、19年度にしますとさらに11件の要望が来ております。そうしたところに、緊急性の高いところから調査いたしまして、できるだけ早いこと設置をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午前9時36分 休憩）

（午前9時36分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

○都市建設部長（島村平治君） 盗難の件でございますが、先ほどもハトの対策と同様、矢野議員からいろいろ提案をいただきました。そうしたシール等の啓発というか、そういうことも考えながら、住民との話し合いをしながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 次に、通告第8号、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） おはようございます。3件について質問させていただきます。

行財政改革改善について、財政健全化計画遂行にあたり、目標年次22年度までの年度ごとの改善目標額が設定された実行プログラム、及びその実践を踏まえた同じく22年度までの改訂中期財政見通しが開示されました。また、20年度予算編成方針大綱には、本市の財政状況について、平成19年度当初予算編成においては9億円を超える財源不足が生じ、基金を取り崩すことにより対応したが、20年度も同様に基金での手当てが必要となり、依然として基金残高は減少し続け、数年後で基金の枯渇が予想されると述べられております。財政健全化計画を実施してなお、硬直化した財政構造を改善するに至らないこの情勢に鑑み、20年度予算編成と財政健全化計画に関し、確認と検証をさせていただきます。

第1点、20年度予算編成に向け、概算要求が提示されていると思います。各部局、委員会別に19年度の概算要求と対比の上、要求額を伺います。

第2点、改訂一般行政経費削減目標の設定は、21年度、22年度が各マイナス4,000万円と負の設定、また最終削減目標8,000万円は、当初計画1億6,000万円の2分の1の設定となっています。乖離した根拠を伺います。

3点、投資的経費削減に関し、所要一般財源を毎年5%以上、19年度以降、毎年度5,000万円を削減するとあります。しかし、この計画や予算方針シーリング設定②にもかかわらず、改訂財政見通しによれば、20年度は19年度比約7,000万円増加、また以降についてもその整合性に疑問があります。根拠を伺います。

4点、18年5月の当初財政見通しの起債は、ほぼ臨時財政対策債に限定した5億6,000万円を想定しての見通しでした。しかし、改訂見通しでは、18億円規模と3倍に膨らんでおり疑問があります。しかし、18億円の起債は少額とはいえ、起債残高を減少させながらの財源確保であり、容認したとしても投資的経費については、当初見通し10億円規模が改訂では25億円以上、27億円弱がベースになっています。借りる以上の出

費では、財政改善は期待できないものと思料されます。このような状況になる根本的な要因は、財政健全化計画期間中にもかかわらず、従来の財政運営の手法と何ら変わっていないのではないかと懸念します。考えの機軸にぶれが生じているのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

次に、放課後学童保育についてお尋ねします。

女性の社会進出に伴う就業人口の増加、共働き家庭、一人親家庭の増加に伴い、厚労省調べによれば、平成7年から17年の間に、児童のいる共働き世帯が78万世帯増加し600数十万世帯、児童のいる一人親世帯が85万世帯増加し300万世帯弱と急増しています。

文科省・厚労省調べによれば、学童保育に通う児童数が平成10年から19年の間に35万人から75万人に倍増しています。この社会情勢の変化に伴い、放課後の就学児童をいかに安全かつ健全に育てるか、育ちの支援をしていくか、また少子化傾向の歯どめとしても表裏一体の重大な社会問題であり、当市にとっても極めて重要な施策と位置づけなくてはなりません。国においてもこの課題をいかにクリアするか、その施策に苦慮しつつも、厚労省所管の共働き家庭などの児童を対象とする学童保育、文科省所管のすべての児童を対象に、放課後の遊びの場として学校施設を提供する放課後子ども教室の2本立ての対応が現状かと認識します。

当市は近年、新規の住宅供給が旺盛であり、今後もその流れが持続しそうなことから、就学児童の継続的な増加が見通されます。このような状況の中、特に学童保育についてはほとんどの施設が収容能力を需要が上回る状況であり、今後、どのように対応すべきか、その方向性を早急に導き出さなければならないと思料します。

この観点から第1点、統計的データ（学区別児童推計）に基づく将来的予測も加味した対応について伺います。なお、根底には学童保育待機への不充足感、放課後の子どもたちに安心・安全な生活環境を提供する中で、社会性と人格形成を養うことを目的としている学童保育と放課後子ども教室とは異質なものであるという、市民の思いもしんしゃくの上、答弁願います。

第2点、学童保育の施設として学校施設を活用するための知恵を伺います。

3点、厚労省は、健康・安全面から70人を超える学童保育施設への補助を3年後に打ち切る方針を出しています。当市にはそれを上回る定員で運営されている複数の学童施設がありますが、放課後児童クラブガイドラインとの整合性と対応について伺います。

第4点、学童を主体的に指導する嘱託職員、臨時職員の定着率が低く、安定的な運営にしばしば支障があると認識されます。1、給料に魅力がない、給料が低いということです。2、指定管理者制度の適用による身分保障に不安があるなどが要因と考えられます。親が安心して託せる指導員の確保は重要課題です。所見を伺います。

次に、中学校部活動の現状について。

1996年、当時の文部省調査、中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査によれば、放課後の部活動において多くの生徒が運動部に所属し、ほとんどの生徒がその活動に満足し、顧問もやりがいを感じているとの調査結果をまとめています。運動部は喜びと生きがい、体力の向上と健康の増進、明るく充実した学校生活の展開などの教育的意義を持ち、生涯学習の基盤となる活動と言えます。しかし、現状は少子化による運動部の廃止、指導者の不足などが深刻であり、長期的・相対的に児童・生徒の運動機会は減少し、体力・運動能力は低下傾向にあります。この状況は、当市においても同様の課題があると認識します。

その観点から1点、当市中学校の部活指導（生徒の入部、任意あるいは全員）の教育委員会及び学校別の考えと実態。

第2点、同学校ごとの部活動の種別、顧問、外部指導者誘致の現状は。

3点、体力・運動能力低下に関してその対応は。

以上、3点お伺いいたします。

最後に、一般廃棄物最終処分施策について伺います。

当市は、一般廃棄物最終処分場として容量3万2,000立米、供用期間平成14年4月から29年3月（予定）の蓮池の里第2処分場が稼働しています。廃棄物処分場は、地球をクリーンな状態に保ち、生物の安全・安心を確保するための重要な役割を担うものであり、将来にわたって安全で秩序ある処分場施策を計画的に維持していかなければなりません。当市の最終処分場の現状と、将来的計画について確認させていただきます。

1点、蓮池の里第2処分場の14年から現在までの年度別処理量。

2点、現状の埋め立て容積率及び埋め立て終了推定年。

3点、稼働から現在までに遮水シートの破損、漏水検知システムの作動、滲出水の地下への浸透など、不具合の発生有無。

4点、当市の将来的、最終処分場施策。

5点、将来的に栗原処分場への廃棄物搬入構想が当市に存在していたと認識しますが、

その施策の現状についてお伺いいたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） それでは、三和議員の第1点目の行財政改革・改善についてのご質問にお答えをいたします。

まず、20年度予算編成に係る要求の関係であります。平成19年度と平成20年度予算の要求時におきます各部局、委員会別の対比につきましては、現在、概算の取りまとめ中でありますので、総額のみお答えをさせていただきたいと思っております。

平成19年度は約173億円でございましたが、平成20年度は現在のところ、約181億円で、4.5%の増となっております。

次に、財政健全化計画に関するご質問の中の、一般行政経費についてでございますが、財政健全化計画では期間内の目標額を1億6,000万円で設定しておりましたが、その後、内部で業務の外部委託等の検討を加えました結果、具体的な実行プログラムでは21年度と22年度でそれぞれ4,000万円の増加を見込むこととなり、期間内の目標額を8,000万円としたところでございます。この21年度及び22年度の各4,000万円の増加につきましては、新たな指定管理者制度や外部委託の導入等により、委託経費として物件費の増加が見込まれることとなったものであります。しかし一方で、実行プログラムの中では、このことにより嘱託職員の削減ができ、人件費の抑制が図れる計画となっております。

続いて、投資的経費の削減につきましては、議員ご指摘の整合性の関係では、その理由として2点ございます。

まず1点目は、健全化計画では投資的経費の一般財源を削減する目標となっており、事業費ベースではございませんのでご理解いただきたいと思います。

また2点目は、本年10月に作成いたしました中期財政見通しの改訂版により、議員からは20年度と19年度の投資的経費総額の比較をしていただいておりますが、20年度以降の数値は健全化計画、目標数値を反映する前の数値でございますのでよろしくお願いいたします。

最後に、財政見通しでの投資的経費総額の試算の関係では、この試算に係る前提条件に相違があることによるものでございます。

今回、改訂いたしました中期財政見通しで説明を加えておりますとおり、昨年5月の見通しでは、一般財源充当額と、特定目的基金充当額の合計額で、約10億円を見込んだと

ころでございますが、今回の見通しにおきましては、平成20年度以降の投資的経費は、平成19年度の投資的経費を基本に置きながら、確実に見込まれる支出と市債などの収入等のバランスに配慮し、推計したところでございます。

また、起債の関係につきましては、臨時財政対策債や減収補てん債を除きまして、起債は基本的に普通建設事業費、いわゆる投資的経費に充当することとなっております。したがって、起債の前提条件としまして、18億円の借り入れを見込んだことから、投資的経費が増加する結果となったものでございます。

なお、起債を元金償還額以下に抑制することによりまして、一定の財政効果は発揮できるものと考えております。

以上、三和議員の行財政改革・改善についての答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、三和議員、2点目の放課後学童保育について、お答えを申し上げます。

1点目の野洲市の年齢別人口構成のうち、学童保育の対象となるゼロ歳から10歳未満の子どもについては、おおむね500人前後であり、このことから、今後数年間、学齢期の子どもの人口は現在の状況で推移するものと考えております。学童保育に関してましては、人口動向よりは親の就労状況等、また社会的な動向により変化すると考えられます。平成19年版の男女共同参画白書によりますと、雇用者の共働き家庭の推移につきましては、昭和55年の614万世帯から平成9年までの949万人と比較的大きな伸びを示しておりますが、その後、平成18年度までは比較的緩やかな状況となっております。

野洲市におきましては、放課後の子どもの居場所づくりにつきましては、主に3年生までを対象に、共働き家庭と留守家庭の児童に対して、放課後に適正な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図ろうとする学童保育と、主に4年生以上を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画も得ながら、子どもたちと共に勉強やスポーツ、地域交流などの取り組みを推進する放課後子ども教室の2つの事業の連携により、放課後子どもプランを基本の形として実施していきたいと考えております。

それぞれの事業が互いに補完し合うことにより、野洲市にあったものとして実施していきたいと考えております。特に、放課後子ども教室につきましては、本年度、試行として始めたばかりであり、改善すべき点もあろうかとは思われますが、皆様のご意見を踏まえ、よりよきものとなるよう努力していきたいと考えております。そのような中で、保護者の

不充足感についても払拭できるものと考えております。

なお、学年による区分に加え、家庭事情により支援が必要な子どもたちへの学童保育入所にも配慮していきたいと考えております。

2点目の学校施設を活用についてということですが、学童保育所の要件としまして、面積要件のほかに、専用の部屋であり、生活の場としての機能が確保されている。また、体調不良時の静養室があること、事業に必要な設備・備品を設けることなどがあり、使用に当たってはある程度の改修を行う必要があります。そのためには、ある程度、長期間の使用を見越した活用計画を立てる必要がありますが、学校の教室については長期間の占有はしにくい状況ではあります。また、再度教室として利用しなければならない事態が生じたときに、迅速な対応ができなくなることから、現在の学校の状況では、教室を学童保育所専用として利用することは困難な状況です。これに対して、放課後子ども教室においては、教室の形態を変えないで使用することができます。このことから、教室を利用するにしても、大幅な形態の変更をせず、学校運営と共存する形で双方が連携を図り、効率的に施設を利用するといった方向を見出す必要があるのではないかと考えます。

3点目の、70人定員に対する対応につきましては、基本的には国の要綱に合わせていく考えであり、平成22年の施行を見据えて対応策を講じていきたいと考えております。

4点目の、野洲市の学童保育所に関しましては、指定管理委託により運営をしており、職員の待遇等につきましては、指定管理者の職員採用基準や給与基準に基づいて実施されているものですが、学童保育の安定的な運営が図られるよう、指定管理者である野洲市社会福祉協議会と協議を深めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の中学校部活動の現状についてのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の部活動に対する考え方ですが、教育委員会としましても、議員もご指摘のとおり、教育的意義の非常に大きい中学校生活においては、なくてはならない活動ととらえておりまして、各校におきましても、これまでの歴史や実態を踏まえて、最大限の活動ができるよう、努力していると認識をしております。

また、その実態ですが、3中学校共に、全教員がいずれかの部活動の指導を担当する全員顧問制で対応いたしております。中主中は全員入部制、野洲中と野洲北中は希望入部

制で運営をしております。また、本市3中学校全体の入部率でございますが、約90%、そのうちの約83%が運動部に所属をしております。約17%が文化部に所属をしております。

次に、第2点目の部活動の種別、顧問、外部指導者に関してですが、市内3中学校とも運動部を中心に、文化部も含め多くの種類の部活動がございます。客観的に見ますと、市内3中学校におきましては、学校規模に適した部活動数を超えているのが現状でございます。しかしながら、生徒や保護者の熱い思いを考えますと、単に学校側の都合だけで部活動を統廃合することはできません。その結果、複数の教員が配置できない部もあります。そこで、すべての中学校において、特に専門性を持たない教員が担当する部活動を中心に、地域の方々を中心とした外部指導者の協力を得て、部活動の質の維持・向上に努めております。なお、それぞれの部活動におきましては、担当の教員が責任を持って外部指導者と協働の上、頑張っていると聞いております。

最後に、体力運動能力低下の問題とその対応についてでございますけれども、それぞれの中学校におきまして、新体力テスト等の結果を踏まえ、向上させたい運動能力要素を設定し、保健体育の時間を中心に、向上のための具体的実施の方法を考え実践する「体力向上Try95」を実施しております。

一例を挙げますと、中主中におきましては、持久力向上のために、保健体育の時間に毎時間、各自の最大心拍数の70%の目標数値を目指した5分間走を実施しております。また、ここまでお答えいたしましたとおり、中学校におきましては、部活動の充実が生徒の体力・運動能力の低下の抑止に大きな役割を担うと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 三和議員の一般廃棄物最終処分施策についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、蓮池の里第2処分場の平成14年から現在までの年度別処理量でございますが、数年に一度、上にかぶせます土、覆土と申しますが、覆土の量も含めまして、平成14年が893トン、平成15年度が1,381トン、平成16年度が579トン、平成17年度が636トン、平成18年度が700トン、平成19年度は上半期の実績で630トン、5カ年半の合計で4,819トンと埋め立てしました。

第2点目の現状、平成19年度上半期末まで、先ほど申しました5年半でございますが、

の埋め立て容積率でございますが、総埋め立て容量に対しまして約13.6%で、現在の搬入状況から推測しますと、当初、終了予定の平成29年3月末には満杯と見込みでございます。それ以降の施設管理や廃棄物の搬入に際しては、地元と事前に協議を行う必要がございますので、埋め立て終了の年度につきましては、現時点では未定でございます。

第3点目の埋め立て開始から現在までの事故等の状況でございますが、平成15年10月に処分場のり面の遮水シートに、砕石片の圧迫によります数ミリ程度の穴が2カ所見付かりまして、速やかに復旧いたしました。この穴からの漏水につきましては、その箇所が浸出水と接触しておりませんで、かつ、二重のシートの上部であったために、下部のシートによる遮水機能が維持できておりまして、全く地下には浸透しておりません。漏水の検知システムなどによる監視を行っておりますが、これ以外には現在まで、異常も発生しておりませんで、地下への浸透はありません。処分場の埋め立て処分施設及び浸出水処理施設の不具合につきましては、埋め立て開始から現在まで、周辺への環境影響や公害発生、また処理機能に影響を及ぼすような事象は発生しておりません。

第4点目の当市の将来的最終処分場施策につきましては、先ほどご説明しました蓮池の里第2処分場の埋め立ての進捗状況などを把握しながら、将来的な処理に支障を来すことのないように考えてまいります。

第5点目の栗原地先に考えられておりました処分場への廃棄物搬入構想でございますが、滋賀県の南部広域処理システムとして検討されていた産業廃棄物も含めた中間処理及び資源化施設の整備計画であると認識しておりますが、これは昨年、県がこの計画を凍結されたため、本市としての参画を検討するには至っておりません。

なお、最終処分場の整備計画はこのシステムに含まれておりませんし、対象廃棄物の搬入構想もございませんでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 合併して3年が経過いたしました中で、義務教育を受けている子どもたちが安心して安全で、そして放課後を過ごしているかの観点から、今回の学童保育、そして部活動について検証させていただきました。

まず、学童保育の件ですが、昨日からも議案質疑あるいは一般質問、いろいろの課題について活発な質疑が行われました。学童保育の質問等につきましては、ちょっと市長、昨

日血圧が上がっておられましたけれども、今日はちょっと冷静に聞いて下さい。

昨日、質問者と回答者のずれを痛感いたしました。私のところにいろいろな、たくさん
のメールが今回、届いたのです。お電話もいただいたのです。市民の皆さん、本当にこれ
は切実な問題だということを、私も痛感いたしまして、今回、質問に立たせていただい
ております。部長、5点、質問の確認をしますので、時間が18分しか残がありませんから
走りますけれども、市民健康福祉部、そして教育委員会の縦割り行政から離れまして、ま
ず、要綱整備をして下さい。そして、早急に放課後子どもプラン委員会を設置して下さい。

3点ですけども、近々、学童保護者会の話し合いがあると聞いておりますので、安心し
て就労計画ができるように協議に入って進めて下さい。

4点目ですが、野洲市が19年4月に設定されました野洲市放課後児童子どもクラブ運
営基準を遵守するお話で進めていただきたいと思います。

そして5点目ですが、学童保育を安定的に維持するには、指導員の身分保障と給与改善
を考慮することが大切だと思いますが、この5点、いかがでしょうか。誠意あるご答弁を
期待しております。

続きまして、行財政改革についてでございますけども、改訂中期財政見通しは、これを
見ますと、財政健全化計画の実行プログラムの反映後の収支見通しが、これ平成20年度
が3億3,200万円の赤字、そして平成21年が5億9,000万円の赤字、22年が
4億8,800万円であり、毎年基金は穴埋めし、そして健全化計画最終年度においても
高額の基金取り崩しをしなければならない状況です。この状況でいくと23年度以降は赤
字が生じる流れが読めます。しかも、23年度の赤字は平成22年度末の自由度のある基
金3億5,400万円、これは財調2億6,700万円、そして減債基金が8,700万
円の合計ですが、全額取り崩しても23年度は赤字を埋めきれず、最終赤字となってい
く見通しではないかと思えます。23年以降、毎年発生されると思われるこの赤字は累積
し、数年後、財政再建団体へ陥るのではないかという大変、私は心配をしております。

そこで伺いますが、この観点から23年度及びその後の最終収支を、当局はどのように
判断しておられるのか、お伺いいたします。またその状況に対し、どのような危機管理を
するおつもりか、合わせて答弁をお願いいたします。

次に、部活動について4点、お伺いいたします。

1点目ですけど、文科省では2001年度より部活動わくわくプラン21です。スポー
ツエキスパート活用事業の支援を実施しておりました。県下の調査結果では、このエキス

パート活用事業助成を受けている学校が30校ございます。当市はこの事業助成を活用していたのか伺います。利用していなかったなら、その理由も合わせてお伺いいたします。

2点目ですが、当市は外部指導者の方への報酬、傷害保険はどのようにしておられるのか、お伺いいたします。

3点目ですが、外部指導者活用実施にあたっての実施要綱や運用にかかわる規定は、教育委員会として、また各学校としてどのようにしているのか、現状をお伺いいたします。

第4点ですが、文科省のこのスポーツエキスパート活用事業、これは三位一体改革に伴い補助廃止が決定されておりますけれども、来年度予算で何がしかの措置が講じられるやに伺いましたが、どのようになるのかお伺いをいたします。

廃棄処分の関係ですが、南部広域処理システムは検討されていたとのことですが、この処理システムは当市にとってどのようなメリットがあるものであったのか、また当市として将来的にこのようなシステムを求めていこうとしているのか、もう少し説明をお願いいたします。

第2点ですが、処理灰、焼却灰の大阪湾フェニックスに搬入、いつごろまで有効なのでしょう、お伺いいたします。関連して、処理灰、焼却灰の最終処分について、当市として将来構想があるのかお伺いいたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 再質問の中の、財政健全化の関係でございますけれども、前回、会派の方で示させていただきました改訂版をそのまま当てはめて、23年度以降やってまいりますと、実際には推計しておらないのですけれども、恐らく非常に厳しい財政状況に陥るといふふうには思われますけれども、会派でもご説明申し上げましたとおり、その推計の中には毎年ございます繰越金とか、最近の税収の増を見込んでおりません。過去の平均を使っておりますので見込んでおりません。そういったことをもう少し見極める必要があるのではないかなというふうに考えております。

それと、23年度以降の対応でございますけれども、今回の健全化計画財政見通しは22年度まででございますので、いずれにしろ、健全化計画の見直しを行う時期は来るといふふうに考えております。その時点で、再度、財政状況を見極めながら、財政見通し並びに健全化計画の策定に向けた事務を進めてまいりたいと、かように思っております。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、放課後子どもプランで、今後野洲市が進めていこうということで、実は今年度、長期休暇でありますけれども、試行的に放課後子ども教室を実施したということで、このときに野洲市の放課後子どもプラン運営委員会というものをつくって設置要綱を定めております。基本的には、ここで放課後子どもプランの運営ということで、後で検討することもありますので、この委員会、これを教育委員会とも話を詰めて、これを踏まえて進めていければと考えております。

そうしまして、話し合いということでこの15日、お話し合いを持たせていただきまして、保護者の皆様、これまでも今年の5月にありました去年の総括ということで、全学童の保護者とも、市と共に、社協も入りまして5月にも全員で、去年の総括という形で話し合いもさせていただきました。その後も、児童家庭課の担当と学童の代表の方ともお話をずっと進めておるといことで、その15日に今回もお話をさせていただくということも考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そうしまして、今、市が18年10月に放課後子どもプランの運営基準というものをくらせていただきました。これにつきましては、国のガイドラインが今の10月に最終的に出ました。これを先駆けて運営基準というものをつくりまして、これはどちらかと言えば児童健全育成、学童を中心とした運営基準になってまして、先駆けた形で野洲市も取り組みを進めてまいりました。今、19年10月に、今度は子ども教室、文科省とも連携してやっていこうということでガイドラインが出ました。ここには、対象児童が書かれてまして、少し読ませていただきますと、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年から3年に就学している児童であり、その他、健全育成上、指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるというような中で、70人までの定員にしようとか、8時間あけていこうという形で、新たに流れも変わってまいりますので、この前つくりました学童のクラブ基準も少しそれを踏まえて、保護者の皆様とも話し合いをもっていきたいと考えております。

そうしまして、あと、指導員のということになりますけれども、現在、59名の方が学童保育で、嘱託、臨時含めて働いていただいております。これにつきましては、社協が職員を採用するときに給与規定というのを定めていただいております。所長には管理職手当もつけるなど、これまでの17年度は市が直営で委託をしておりました。18年度から指定

管理に変わった。定員も480から530にふやしたということで、このクラブ基準もできて運営を移行ということで、かなりの17、18年で一般財源を含めまして大幅な増をいたしております。それが、給与体系に変えたということで進んでおりますのでご理解賜りますようお願いを申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、滋賀県の南部広域処理システムの当市におけるメリットということで質問いただいております。これにつきましては先ほどもお答えいたしましたけれども、当市として参画についての検討を行ってございませんのでということでございます。

それから、2点目の現在、処理灰を大阪湾の処分場の方に持って行っておりますけれども、これの将来的な見通しということで質問いただきました。現在、大阪湾の圏域広域処理場と申しますけれども、そちらの方では当初計画で4つの処分場を予定しておりまして、このうちの今、3つ目の神戸沖の処分場で埋め立てをしているという状況でございます。今後間もなく4カ所目の大阪沖処分場の供用が開始されます。現在の計画では、平成33年ごろまで受け入れが可能であるという説明を受けてございます。それ以降の計画につきましては、現時点では未定ということでなっております。

それから、3点目に将来の最終処分場についてご質問をいただいておりますけれども、ご質問のとおり、将来の最終処分場というものは、廃棄物の適正な処理に欠かせないという施策と考えてございますけれども、一般廃棄物処理計画の内容、特に中間処理計画などの最終に持っていく前の前段の計画により大きく影響を受けるということがございます。また、そもそも分別の排出とか収集・運搬といったような処理システム全体として考えていく必要がございますので、そういったすべての一般廃棄物について今後の処理の基本計画を検討していくという中で、排出量の抑制とか可能な限り資源化を進めるということをした上で、計画的な中間処理、それからご指摘のありました最終処分場をどうするかということをもたまた考えていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の質問にお答えをいたします。

1つ目ですが、部活動のわくわくプランの、それからエキスパート活用事業でございますが、これは各学校に活用を促していくということで、現状では活用はしていません。

それから、2つ目ですが、外部の指導者にかかわります報酬あるいは保険でございますが、どちらもないという状況であります。保険については、特にこれは必要ではないかなと今考えております。

それから、3つ目ですが、外部指導者にかかわります実施要綱、教育委員会の中の要綱等についてはございませんが、3中学校とも基本的にはないのですけれども、野洲北中学校には外部指導者確認事項というのがございまして、指導者とそれから学校側とが確認をしております。

それから、それぞれの中学すべてではないのですけれども、校長の方から外部コーチの皆さん方に食事を出しているという学校もございます。

それから、4点目のスポーツエキスパート活用事業の来年度の予算にかかわりましてですが、これは国の事業でございまして、今のところ不明でございます。今後、注目をしていきたいとこのように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） それでは、財政改革関連の方からお伺いたしますが、このままでは、今、ご答弁いただきましたけれども、財政再建団体転落の危機が再びやってくるのではないかと。これは、全国的にもこういうことがマスメディアを通じて言われておりますが、私自身も、当市においても心配しております。

この事実を真摯に受けとめていただきまして、23年度以降も安心の財政構造構築のために、今の健全化計画をこの20年度中に、今、23年度に直すというお話ですけども、20年度中に再度見直しを実施すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。財政の改善について、1つ質問をいたしますけども、今、財政健全化についてはさらに財源の捻出、この努力をしなければ硬直化した財政構造を改善することができません。現在、本庁舎と分庁舎で行政運営が行われておりますが、もう合併して3年になります。何がむだで何が効率であるのか、その見極めもぼつぼつついてきているのではないかとこのように考えられます。庁舎の統合、そして一元化を探る時期でもあろうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。メリットもあることは認識しておりますが、ざっとデメリットの方も考えれば、本庁舎と分庁舎のバスの運行、往復、会議出席の往復時間のこれはむだです。教育委員会、児童福祉課の分離は市民の手続が本当に2カ所となって、至って不便だというふうに思います。今回も学童保育の件が出ておりますが、これにつきまし

でも部署が違うということでコミュニケーションがどうかなということ、昨日から感じ
とっております。また、離れておりますと職員のコミュニケーションもどうなのかなとい
うふうに、ちらちら見受けられますので、またご検討いただけるように提言をしておきま
す。

そして、学童保育ですが、市長、先ほどちょっと困ったなという顔をされましたけれど
も、昨日、本当に私自身感じたのです。毎年、待機児童が生じることや、放課後児童クラ
ブガイドラインへの対応も避けては通れないことがはっきりしてきました。当市は学童保
育と放課後子ども教室の併用型を選択して、そして推進途上にあるわけですが、放課後児
童クラブガイドラインの対応も新たに加わってきたことから、運用ノウハウはさらに複雑
になってきました。この課題を解決するためには、やはり場所の確保が一番の問題のはず
です。昨日、学校施設の利用についてのお考えをお聞きしておりましたが、私はこれでは
できない理由を考えるのではなくて、どうしたらできるかを考えていかなければ、そして、
現場の声をしっかりと受けとめていけば、答えが見つかると思います。市民の皆さんの気
持ちは、待機児童の出ない学童保育の運用を望んでおられます。行政は市民の親です。そ
して、子どもたちの保護者でもあります。住民満足度の高い放課後の運用手法は何か、そ
して市民とのコミュニケーションを深めながら、しっかり見極めていただくよう、これは
強く求めておきます。

部活動の件ですが、部活動には、私、ここ最近ずっと3中学校の方に部活動を見学して
回りました。質の高い部活を維持していくためにも、外部指導者の適否、報賞も含む身分
保障など、少なくともこれは現状では不備がある。教育長も今、こういうことはされてい
ないということ、私の再質問でお答えになりましたが、これは本当に必要なことだと思
いますので、早急な検討あるいは実行をお願いしたいと思います。この要綱規定整備、も
う一度、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。していないということでしたので、
お考えをお聞きしたいと思います。

部活動を見学したときに、こういうことがありました。体育館の中、先生方の外部コー
チもどなたもいらっしゃらないのです。そういう中での活動が見受けられました。今日は、
コーチ、顧問の先生、おられないのですかと聞いたら、教育相談で今日は来ていないとい
う、そういうちょっと穴のあいたところがありますので、やはりこういうことがあった中
で何がをしたら、これはどこの責任問題かということになりますので、この観点につきま
してもよろしくお願いたします。

ただ、子どもたちでしている部活の中で、私が行ったからではなくて、だれが行っても、部活動をしている子どもたちがさっと寄ってきて、こんにちはという、とても気持ちいい挨拶する部活動の生徒もございました。やはりこういうふうな姿勢を示してこそ部活動の意義があると思いますので、教育長、この点のところにつきましても、学校現場の方に際し、強いお話の中で進めていただくようお願いをしておきます。

廃棄処分関係ですけれども、廃棄物処分将来構想は、これは多くの困難と時間を要しますので、間違いのない施策の構築を求めておきます。

以上のことについて、再々質問でよろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） ご質問の中の財政健全化計画等の見直しの時期でございますが、財政の数値は各種、制度の状況とか、あるいは社会情勢によりましてかなり変動いたします。一例としまして、今回、県が行っております行革プランの影響でも数値は変わってまいります。そういったこともございますし、先ほども申し上げましたように、繰越金の状況、あるいは税収の状況、そして実行プログラムの実行状況を十分に見極めなければならないというふうに考えておりますので、改訂の時期につきましては、当計画期間が満了いたします平成23年3月までには見直していきたいと、かように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の再々質問にお答えをいたします。

早急の対応ということで、特に外部指導者の保険につきましては、一遍、学校にもいろいろな保険がありますし、そこら辺、十分に研究をしていかなければいけない。それから、要綱につきましても前向きに検討してまいります。

それから、部活の途中で指導者がいなかったというようなこと、あるいはよい面も見ていただきまして、挨拶がよかったと。部活動につきましては教育的意義を十分私も感じておりますので、そこら辺、ひとつまた学校の方に指導もいたします。

特に今思っておりますのは、学校がきちんと指導をすべきことと、それから教育委員会

がどのように学校と連携をしてかかわるのか、そこら辺がどうも今のところあいまいになっているというようなところも感じますので、そこら辺も踏まえまして前向きに検討をしてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。今日は三和さんの方が血圧が上がっているようです。こうした議場でそういう言葉が三和さんから出るとは今まで思っておりませんでしたので、認識を新たにさせていただきましてありがとうございます。

幾つか質問をなさっているわけなのですが、まず、財政構造改革についてもいろいろとご質問はございますが、構造改革は、一応、現在ある姿をどういうふうにやっていくかということであって、おっしゃるように、国が今、埋蔵金が出てきたとか何とかいう話がございますが、三和さんは特に基金を取り崩して、取り崩してとおっしゃいますけど、あれは基金やないですよ。ただ基金という項目に充てるだけで、前年度の繰越金を基金に一時預けて、それを次の年度に使っているのですから、これはずっと歴史の中でずっと積み立ててきた財産ではないのです。だから、基金が枯渇、枯渇するって、繰越金がなかったら枯渇するに決まっています。そうでしょう。もっと財政構造をきちっと見極めていろんな質問をしてもらわないと、我々がそれをお答えするわけにいかないのです。

だから、一般経常費をどうしよう、公共投資をどうしていこう、起債をどの程度に抑えていこうというのが計画で、だから毎年、18億の起債を起こして、償還額を超えない範囲で起債をしていこうと。そして公共事業をしていこうとこういうことでございますから、23年以後をもう一遍ここで見よと言われても、とっても無理な話なのです。それよりも、年々の財政計画が必要なのです。

今、新聞で大きく取りざたされています滋賀県の財政計画、結論は出てませんが、我々もいろんな異議を申し上げてますが、今ここで市町村が一番困るのは、今、予算が組めないのです。県がああいう状況ですから。そのことは別に置きまして、財政構造改革というのはそういうものなのです。10年先、20年先を見越してやるということは到底無理です。だから、我々は今何をなすべきかということで、総合的に取り組んでいるのが我々の行政なのです。だから、計数の積み重ねはあれでいいのですよ。だから、将来はこういうことになるから、行政施策の中で何を重点的にやっていこうというのは、みんな今考えていることなのです。そういうふうに取り扱ってもらわないと、22年になったら夕

張と同じようになってしまうというような、市民の皆さんに不安を与えることが、これは我々行政を預かる者がやるべきことではないのです。ちょっとそれを申し上げておきます。

それともう一つ、学童保育。血圧が上がったという話ですが、私、三和さんに質問をしたいのですが、滋賀県下26市町村の中で、ここまでの手厚い子どもの居場所づくりをしている町村があるのやったら、名前を挙げて下さい。我々は一生懸命なのです。私も一生懸命ですが、職員も一生懸命取り組んでくれるのです。だから、鈴木さんおっしゃるように、保護者との接点がうまくいかないのです。これからのことですから、保護者は心配なさる、もちろんだと思います。しかし、我々はこういう考えでいこうというのだけどなかなか接点が見出せない。こういうことで、担当は非常に困ってしてくれるのです。しかし、初めてやることですから、これはやっぱりいろんな問題点が出てくると思います。それはそのときそのときで応じながらやっていかないといけない、こういうことなのです。だから、70人を超えた場合はこうなるとか、250日を切れたら補助金がなくなるとか、いろんな枠があるのです。そういう枠の中でどうしていこうというのが、我々の考えていることなのですが、何と申しまして、今まで取り組んできた学童保育のあり方に若干の反省点がございまして、これは私、絶えず申し上げることなのです。そういうことですから、だから、今こうしてやろうとしている、特に4年、5年、6年の扱いについては施策的にやっていこうということですから、皆さんの意見も拝聴しながら、間違いのないようにやっていかないといけないと思います。

ただ、昨日、ちょっと血圧が上がったとおっしゃって、説明するのですが、あの文章の7番目のかっこ書きの文章、あの西本議員がおっしゃった、あれは若干表現の仕方がまずいということは私も認めます。しかし、職員があこまで一生懸命にやったことですから、言葉じりをいらわないようにしてほしいと私は申し上げたのです。言葉が余り適当でない表現やということは反省しています、私も。あれは誤解を招く恐れがあります。それは認めてますので、そういうこと。

それともう一つ、一般最終処分場の問題ですが、おっしゃる栗原には、野洲町、中主町、入ってないのです。当時、2市3町でやっていこうという計画のときに、私とこ、もう既に14年度に3万2,000トンから、処理のできる最終処分場をつくったわけです。だから、今そこへ入ってお金を出さないといけないわけです。だから私とこは入らない、断っているのです。部長、説明しているように。ところが、そんなこと言わないでこうこうだ、おつき合いでもいいから名前だけでも入ってくれというのは、もともと県の言い方

でした。だから、そこへお金は出しません。だから、あれがああいう状況になって凍結されても、我々は自信を持ってやっています。

それともう一点は、平成15年やったかな、1,300トンぐらい入っているのです。普通の倍ぐらい入ったのです。だから、この調子でいけば、15年計画で29年まででしたか、いけるという予定をしておったのは、これはもうだめだということから、入れるごみについては申告をいただいて調査に行って、そしてこれを入れて下さいということで契約をしているのです。でないと、いい場所がくれたから市外から持ってくるのです。だから大変なのです、それは。だからきちっと規制をして、延命策を講じようということで、今ですと大体ざっと計算すると平成50年ぐらいまでいけます。このままの規模での野洲市でしたら。それは安心して下さい。産業廃棄物は、これは県が処理する仕事ですから、これは県がやってくれはると思うのです。一般家庭から出る最終処分はそれぐらいの安心を持っていただいて結構かと思います。

いろいろとご意見があるようでございますが、我々、きちっと責任を持ってやりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9号、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 大きく4点にわたって質問いたします。

まず第1点目、後期高齢者医療制度について、質問します。

昨年6月、自民党、公明党の賛成で、医療制度の改定が決まりまして、来年4月から75歳以上の方を別建ての後期高齢者医療制度にし、保険料は年金から天引きすることになっています。無年金の方や月1万5,000円以下の年金の方は、介護保険と同様に普通徴収となります。そもそも保険制度というのは、リスクの高い人だけを集めれば成り立ちません。しかも、保険料が1割と決まっているのですから、医療費がふえれば保険料が上がるというシステムになっています。医療費を上げないために、75歳以上の医療費の上限を決めて、それ以上は診療報酬を出さないということになっています。病院にとって赤字を出さないために、75歳になれば、診療報酬の枠内でしか治療をしない、それ以上は

自費で治療をしてもらわなければならないというような包括医療制度を導入しようとしております。

このことは、既に始まっております。脳梗塞の後遺症でリハビリが必要な方や、また骨折などでリハビリが必要な方、3カ月を過ぎればリハビリは打ち切れ、若ければ3カ月で回復するでしょうが、高齢者になれば3カ月で回復というわけにはいかない方々もおられます。後期高齢者医療保険の保険料が、11月26日の滋賀県広域連合会議会で決まりました。議会といっても、一般質問する議員は県内の市長や町長、答弁は目片大津市長という状況です。均等割は3万8,175円、所得割は6.85%、厚生年金208万円の場合、月6,320円、年間7万5,850円、1人平均当たり月6,080円、年間7万2,955円という内容が、全会一致で決まりました。今後、医療費がふえれば、2年後の見直しで保険料が引き上げられることは予想されます。しかも、決められた保険料は年金天引きで自動的に引かれることとなります。

普通徴収で、保険料を1年間滞納すれば、資格証明書が発行され、窓口で10割負担しなければならず、保険適用してもらえません。老人保健では資格証明書の発行はしないことになっていましたが、後期高齢者保険は発行が可能になっています。滋賀県高島市などは、国保でも資格証明書の発行はゼロであって、すべての国保加入者に医療を受けられる保障をしていますが、後期高齢者広域連合会では資格証明書の発行をしないとは言っておりません。このような問題を抱えた制度のため、全国の約300自治体から意見書が上げられ、医師会からも意見書が上げられています。政府は、これまで社会保険の扶養家族であった方は、半年間、保険料の徴収を延期すると言っていますが、問題を先送りにしただけです。さらに、残りの方は4月の年金から保険料を天引きすることになっています。

医療費の増大と比例して、保険料が引き上げられる過酷な保険制度、75歳以上は十分な医療が受けられない差別診療、滞納すれば保険証が取り上げられ、金の切れ目が命の切れ目になる非情な保険制度などなど、このような保険制度は世界中ではありません。

人間、だれも最後は死を迎えます。長期闘病を余儀なくされている人もありますが、寿命はどうすることもできません。終末医療の心配をしなければならないというのは、社会保障の根幹が崩壊したのではないのでしょうか。人間の尊厳を踏みにじる、今回の後期高齢者医療保険制度は、中止・撤回以外に道はありません。

そこで第1点目、お尋ねいたします。

日本共産党野洲市議団として、11月16日に広域連合議員でもある山崎市長に、以下

の点を申し入れいたしました。どのように対応されたのかお尋ねをいたします。

第1点目、後期高齢者医療保険の中止・撤回の意見を上げられること。

2つ目、国の方針どおり実施することになれば、多くの問題を残したままとなります。滋賀県後期高齢者医療広域連合会として、①資格証明書の交付はしないこと。②保険料は所得割で行うこと。③各市町の負担金の内訳で、運営費の一律10%は小規模の自治体に加重負担となるため、人口割にされること。④保険料や医療費の減額免除を検討されること。⑤すべての経過を公開し、住民に説明会を行うこと。

3、75歳以上の診療報酬を定額制にし、年齢による差別診療を行うことになっており、反対をされること。

第2点目といたしまして、広域連合が保険料を決定するにあたっての算出根拠として出された内容を明らかにされたいと思います。

- 1、滋賀県の老人医療総額と医療費の伸び率。
- 2、2年後の改定のシミュレーション。
- 3、10年後の医療費の総額と1人当たりの医療費の予想。

第3点目といたしまして、普通徴収の保険料の徴収は市や町になっていますが、そのための人件費や事務事業のためのパソコン設置など、これまでの保険事業に比べ、どれだけの経費負担になるのかお尋ねをいたします。

2つ目に、保育園・幼稚園の民営化についてお尋ねいたします。

野洲市財政健全化計画におきまして、篠原保育園、篠原幼稚園を、認定子ども園も含め22年に民営化し、5,000万円の削減計画が検討されています。児童福祉法2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に児童を心身共に健やかに育成する責任を負うとあります。野洲市の未来を担う児童を、行政が責任持って育成しなければなりません。民営化を含む検討というのは行政の責任放棄です。小泉内閣以降、官から民へと次々と民営化を推し進め、去年は認定子ども園の保育制度をつくり、これまでの制度を大きく変えようとしています。保育園の運営では、8割から9割が人件費です。5,000万円の削減というのは、2人や3人の削減ではありません。しかも民営化というのは、保育士全員入れかえであり、あやめ保育園で証明済みです。篠原保育園は民間の保育園2園を統合し、公立の保育園として児童福祉法に基づいて建設されました。官から民ではなく、民から官へと20数年、行政が責任持って児童の育成を進めてきました。

市民が主人公です。米原市では、公立の幼稚園と保育園を統合し、公立でいぶき認定子

ども園が設置されています。地域住民の方が、就学前教育を保育園でもしてほしいという要望があり、少子化で余裕が出てきた幼稚園において、3歳児保育と預かり保育をするために園舎を増築し、1年間保育園児を預かり保育し、その後、認定子ども園を開始するにあたっては、厨房室をつくり、未満児の給食を行えるようにして、今年4月から認定子ども園が行われています。

160人規模の認定子ども園のうち、長時間保育する子どもは35人です。160人全員、園児が給食を食べて2時で帰る短時部の子どもは125人です。ゼロ歳から2歳の子どもは、早朝より夕方まで同じ部屋で保育が行われ、また3歳から5歳の子どもで2時以降、長時間保育の子どもは26人で、3人の保育士が配置されています。短時部の保育士は、3歳児は20人に1人、四、五歳時は30人に1人の保育となっております。幼稚園ならば、四、五歳児は35人に1人の保育士ですから、保育園並みの配置ということになっています。このような形態にするにあたって、地域住民の方と11回話し合いが行われたと言われています。野洲市で野洲市が検討している幼保一元化の篠原保育園は83人、幼稚園は29人と米原市のいぶき認定子ども園と全く逆です。保育園児が多いということは、長時部の子どもが多いということになります。

栗東市では、幼稚園という形で、幼稚園と保育園を一体化しています。長時部、短時部の間に4時で帰る中時部という3パターンになっており、保育士のローテーションが大変で、保育士さんを確保するのが大変と言われています。篠原幼稚園、篠原保育園を統合するということは、どちらかの園舎を増築しなければなりません。または、新たに建設しなければなりません。三上第1保育園を廃止し、三上幼稚園で預かり保育がされていますが、長期的な計画もなく三上幼稚園が建設されているため、増築するスペースもありませんでした。しかも、該当する園児の家庭の了解をいただいたということで、地域住民には後からの説明でした。結局、1年間延期され、今現在、預かり保育が行われています。

保育園や幼稚園は、小学校も含め、地域に密着し地域住民と共に歩いていくのが理想だと思います。このような点から、以下の点について、質問いたします。

1、財政健全化計画では、19年度に実施計画策定となっていますが、どのような計画が策定されているのか、また5,000万円削減計画の中身についてお尋ねします。

2、計画案では、保育所の民営化となっていますが、入所されている保護者で、現在、村田製作所に勤務している方もふえているとお聞きしています。80人定員を超えた状況であります。公立のまま定員をふやして充実をしていくべきではないでしょうか。

3、22年実施という計画ですが、統合するかしないかをまず住民に聞くことからではないでしょうか。その次に、増築なのか、建設なのか、住民の声を聞く。この点をどのように考えられているのかお尋ねいたします。

4点目、米原市では公立で認定子ども園が行われています。篠原保育園・幼稚園の今後については、地域住民と共に考えられるような体制が必要ではないでしょうか。現在、どのような計画で進められているのか、お尋ねいたします。

次に、妊婦検診の補助についてお尋ねいたします。

妊婦検診は保険適用されないため、病院に行くときは2万円ほど持っていかないと安心できない。いろいろな検査が重なると1万円以上ということもあるからです。そのため、経済的に大変な妊婦は検診を受けずに出産を迎え、病院が搬入を拒否するというような事態も生まれています。

このような実態の中で、厚生労働省は今年1月、最低でも5回程度は公費負担するよう、各都道府県に通知いたしました。厚労省の調べでは、全国1,827市町村のうち、19年度から公費負担の回数をふやしたか、またふやす予定というのは約23%、20年度以降が59%ふやすことを検討しているという結果が出されています。

野洲市では、毎年500人ぐらいの新生児が生まれています。満35歳以上の妊婦さんを対象に超音波検査が無料で受けられます。また、一般妊婦検診は2回までは補助が行われ、精密検査は1回は無料で行われていますが、もっと充実が求められています。最初は月1回ぐらいの検診ですが、産み月に入ると毎週の検診となり、せめて10回ぐらいは補助をし、経済的な負担を軽くする必要があるのではないのでしょうか。見解を求めます。

最後に、中小・零細企業の育成のために質問いたします。

入札の参加資格のないような地元業者に小規模な工事を発注し、地元零細業者の育成と地域経済の活性化を図ることを目的に、「小規模工事等希望者登録制度」が全国の自治体で広がり、実施自治体は355、約2割の自治体に広がっています。県下では近江八幡市と湖南市で実施され、近江八幡市は50万円未満、湖南市は30万円未満となっていますが、全国的には130万円まで広げているところもあります。群馬県太田市では、2006年度で368件、2億764万円となり、同市の購買課課長は「一石何鳥にもなっている制度。地元の小規模の業者にできるだけ使ってほしい」と話されています。小規模な建設・修繕だけでなく、電気工事、物品、役務にも拡大している自治体もあります。

自営業者は国保加入者で国民年金です。国民年金の受給は平均4万6,000円と言わ

れています。とても生活できる金額ではありません。このような現状だから、町の電気屋さん、布団屋さん、自転車屋さん、跡継ぎもなく廃業されていっています。小規模で大手スーパーに入れない、また1人親方のため建設業の日雇いに行っているなど、野洲に住んで25年の間にさまざまな方を見てきました。時代の流れではなく、まちの活性化のために行政がやれることをやるべきではないでしょうか。小規模工事等希望者登録制度の創設についての見解を求めます。

次に、耐震改修補助制度の見直しです。

木造住宅の耐震診断をした方で、総合評価点を1.0以上に引き上げるための補助制度です。しかし、多くの家庭では、1.0まで引き上げようと思えば、何十万元の工事では済まず、何百万円もかかる工事です。補助対象となる工事費が100万円を超え200万円以下で20万円の補助、200万円を超え300万円以下で30万円の補助、300万円を超えると50万円の補助となっています。蓄えもなく年金暮らしの家では出せる金額ではありません。

地震で一番の死者が出たのは、寝室での圧死です。はりの下敷きになった、家具の下敷きになったというような圧死です。家具は固定し、対処することは可能です。このような現実を踏まえ、耐震改修を家全体の改修で1.0にするだけでなく、寝室の柱や壁などの補強などで、寝ているときの圧死を防げる改修工事にも補助金を出せるようにすれば、軽微な費用で済み、利用もふえ、圧死者も防げ、一石三鳥ではないでしょうか。しかも、軽微な費用ならば、まちの大工さんでも十分対応できます。耐震改修補助制度の見直しについての見解を求めます。

さらに、これまで耐震診断を受けた家庭は何件あったのでしょうか。また、野洲市の耐震・バリアフリー改修補助金制度を利用された方は何件あったのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） まず1問目の後期高齢者医療制度について、おっしゃるように、広域連合の議員を務めさせていただいていますので。また、たまたま議長があたっておりますので、私の責任の範囲でお答えを申し上げます。あと、細部についてはまた部長の方から補足をしていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

それではまず、1点目の後期高齢者医療の中止・撤回の意見を上げること、このことにつきましても、私はこの後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化の進展や経済の低成長

など、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。特に、老人医療の増嵩が見込まれることから、今後も引き続き安定な医療サービスの供給をしていく上で、抜本的な構造改革がなされたものとして認識をいたしておりますので、お答えとしていきます。

このようなことから、中止・撤回の意見については、要望する考えはございません。ただ、国に対しては、この制度の運営に必要な財政支援、この確立を図られるよう要望していきたい。

また、次に資格証明書の交付についてでございますが、これは保険制度の安定的な財政運営を図っていくためには、被保険者の方々への公平性を確保するためにも、資格証明書の交付は必要であると、こういうふう考えております。

また、保険料の算定でございますが、所得割と均等割で賦課していこうとするもので、高齢者の医療に要する経費を公平に負担していただくためには、やはり高齢者全員に均等に負担していただく必要があると思っております。

均等割を賦課するものでございまして、その内訳は、共通経費として均等割を10%、高齢者人口割を45%、そして人口割を45%と、こういうふうにそれぞれの市町の負担も考えております。

この均等割の設定については、県内26市町で十分協議を重ねました。広域連合において決定したものではございますが、特に、小規模町村には、やっぱり均等割を率を高くすることによって負担が大きくなるという懸念もございましたので、この辺については十分な議論をいたしました。そして、市と町とが分かれまして、そしていろんな面から議論して合意点に達したということでございますから、これはそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

次に、保険料、医療費の減免、免除でございますが、これは国保も同じでございますが、災害、病気、事業の廃止、失業、自然災害による所得の減少及び収監によるもの等について対象にしているものでございまして、独自の減免は保険料にはね返り、負担の公平さが崩れることから、これ以外の減免は考えておりません。

次に、すべての経過を公開し、説明会を行うことでございますが、広域連合議会に関することは広域連合でしていただきますが、本市におきましては、後期高齢者医療制度の概要について、広報や老人会、民生委員さん等を通じてPRや説明会をしていきたいと考えております。もう既に、私も機会があるごとにこのことは皆さんに説明を申し上げております。

次に、75歳以上の診療報酬に関する件については、国に対し、後期高齢者医療制度の特性に配慮した診療報酬体系の確立をされるよう、要望するところでございます。

2点目の保険料を決定するにあたっての根拠でございますが、これは、医療費の支出額、財政安定化基金拠出金、あるいは保健事業に要する支出と、国庫負担金等の収入を見込み、加入者数や被保険者の所得をもとに、2年間の財政運営を見通して決定するものでございます。これを踏まえ、本県では、2年間の経費を約2,100億と見込み、公費負担及び国民健康保険、社会保険等の各医療保険者からの支援金など約1,897億を差し引いた約203億円を賦課総額として算定をいたしております。

医療費の伸び率については、国が示した伸び率を使って算定しており、平成18年度から平成20年までを4.8%、平成20年から21年までを5.6%としております。

次に、2年後の改定のシミュレーション及び10年後の医療費総額と1人当たりの医療費の予想につきましては、まだ制度が施行されておらず、現段階でのシミュレーションすることは適当でないと思っておりますので、回答は差し控えさせていただきます。

3点目の普通徴収の保険料徴収に係る人件費や事務費の経費負担の件でございますが、広域連合と市町村における事務の分担について詳細に調整を行い、徴収等に係る事務事業費としては、人件費を除いて約300万程度を見込んでおります。現在、平成20年度の組織体制、予算編成に向けて精査いたしているところでございます。

また、現行の老人保健につきましても、過年度の医療費の精査や過誤調整に対応する必要もありますので、当分の間は事務経費が必要となります。これらの経費については、制度の運営に必要なものであり、効率的な執行に努め、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めてまいりたい、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） それでは、野並議員の保育園・幼稚園の民営化について、お答えさせていただきます。

1点目の財政健全化についてでございますが、平成18年8月に、行政改革推進委員会より行政改革の推進に向けた提言を受け、平成18年10月に、国や県からの依存体質から脱却し、自立可能な自治体を目指すための第1次野洲市行政改革大綱を策定したところでございます。この大綱を実効性のあるものとし、健全な財政運営を確保するための財政健全化計画を策定したものでございます。平成18年から22年度までの5カ年間を集中

的に改革に取り組む期間と定め、歳出の削減や効率的な行政運営、歳入の確保等、健全な財政の構築に向けて、実施方策が定めているところでございます。

その実行プログラムの中で、効率的な行政運営として、外部委託・民営化等の推進の中で取り組みを進めておりますが、民営化については十分な議論と市民の理解が必要であると思います。

削減額5,000万につきましては、80名から100名定員の公立保育園1施設を民営化した場合の施設運営に係る人件費と運営費から補助金等を差し引いた一般財源削減目標額としたものでございます。

2点目の篠原保育園の定員についてでございますが、篠原学区は人口が少ない学区であります。保育園につきましては、保護者の就労先等の関係で、他学区からの入所児童が多くなっている現状でございます。なお、学区内の入所希望児童数がここ数年、大きく変動しないことを考慮しますと、定員改正の必要がないと考えております。

3点目の民営化の実施時期についてでございますが、財政健全化計画での民営化につきましては、国・県や近隣市町村等の動向や市民ニーズを踏まえながら、利用者との合意形成が整ったところから1園の民営化を実施する計画となっております。実施すべき保育園については、今後、検討を行うものでございます。

4点目の篠原幼稚園と篠原保育園の今後についてであります。篠原幼稚園と篠原保育園の統合化につきましては、学識経験者をはじめ、保育所・幼稚園の保護者代表、自治会代表及び公募委員等による乳幼児保育のあり方検討委員会の提言を受け、現在、庁内で組織する乳幼児保育のあり方ワーキング会議において、乳幼児の保育、教育課題、今後のあり方について検討をしており、実施時期につきましては未定でございます。

住民の声を聞くということでは、一元化や認定子ども園についてはまだまだ地域住民に周知できてない現状でもあり、市民の理解と協力を得ることが最も重要であることから、市民ニーズを踏まえながら、利用者の合意形成や環境条件を整え、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

続きまして、妊婦検診の補助について、お答えをいたします。

現在、野洲市では、妊婦健康診査を医師会及び健康づくり財団へ事業を委託し、妊娠前期に1回、後期に1回の計2回の公費負担を行っております。さらに、35歳以上の妊婦には、超音波検査の1回を公費負担として実施をしているところでございます。野並議員

がお示しのように、平成19年1月に平成19年度の地方財政措置で、妊婦健康診査も含めた少子化対策としての総額についての拡充措置がされ、その中で妊婦健康診査に係る公費負担について回数増の考え方が示されました。

そこで、当事業については、県下統一で委託し進めている関係で、19年度当初より県内各市町村において県が取りまとめ役となって、その回数増や公費負担額について事業委託をする県医師会や、事務委託をする健康づくり財団と共に協議が進められております。

このような結果を受けて、市では妊娠・出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助と資すると共に、積極的な妊婦健康診査の受診を勧め、母子の健康の保持増進と、地域の子育て支援として、妊婦健康診査の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、ご質問4点目の、中小・零細企業の育成のためにのご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、小規模工事等希望者登録制度についてでございますが、この制度の問題といたしまして、例えば建設工事の登録業者につきましてもは資格要件が定められております。しかし、本制度では、そうした要件を基本的には必要としないことから、技術力の差などは関係なく、業者を選考しなければならず、品質管理や施工管理、また安全管理などで危惧される面も、ある意味では出てまいるわけでございます。

また、数十万円以下の工事につきましてもは、原則的にこの小規模工事等希望者の登録者にしか発注することができなくなるため、今まで小規模修繕を受注しておりました建設工事の登録業者につきましてもは、登録替えをしなければならないといったことも生じてまいりますので、そういった面の理解を得ることも必要となってまいります。

また、この制度の対象となる小規模工事とは、各公共施設等の建具の補修、窓ガラスの取り替え等でございますが、現在は物品、役務の市内登録業者より選定して修繕を発注しているところでございます。

これらの状況から、本制度の導入につきましてもは、現在のところ考えておりません。

次に、耐震改修補助制度の見直しについてでございますが、現在のところ、木造住宅の耐震改修につきましてもは、昭和56年5月31日までに建築された耐震性の低いとされる住宅の耐震性を高めるため、滋賀県が認定した耐震診断員を派遣願い、財団法人日本建築防災協会の一般診断法により診断を行い、その診断結果を受けて、補強工法の検討を設計

委託されるものでございます。

議員ご提案の寝室での圧死についての危険性については認識はいたしておりますが、診断は建築物全体であり、部分的な補強により総合評価が1.0以上になるのであれば補助の対象となります。しかしながら、耐震改修補助金制度の見直しにつきましては、財政難の中での整備の必要性、整備効果等、総合的に判断して対象者も多く、多額の費用が必要であることから、現在のところ、見直しは考えておりません。

次に、これまで耐震診断を受けられた家庭は、11月末現在で165件、耐震・バリアフリー改修補助金制度を利用された方は5件でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 後期高齢者の部分におきまして、市長は抜本的な改革が行われたということで、称賛をされているようでは話はすれ違いの状況になります。制度そのものが根本的に矛盾しているということをお考えにならないのでしょうか。医療費がふえれば、総額がふえれば、1割負担ということですから、どんどん保険料が引き上げられていくという、連動していきます。これは、介護保険も同じような制度です。公費5割。で、介護保険の場合は65歳以上の保険料が17%。40から64の方の保険料が33%。野洲が導入して、全国的ですけれども、保険料は導入当時から7年で2倍になっているのです。それは、介護のする人数も、年寄りも高齢化のためにふえてますから総額が上がっていく。利用される方もふえるということで、介護保険でこれ、結果が出ているのです。後期高齢者の問題も、私が、だから10年後の予想はどうかということをお尋ねしましたけれども、わからんということをおっしゃいましたね。けど、この2年間の部分で医療費は4.8%、5.6%の伸びということをおっしゃっているのですから、10年たてば50%、48%、56%。言うてみたら、今の保険料の1.5倍になるということです。そうすると、今、基本的な部分で1人当たり7万2,955円、7万3,000円ぐらいになっているという人が、もう10万超えるのです、10年たてば。この医療費のこの伸びをそのままいくとしたならば。

そういう意味において、この制度そのものが本当に過酷な制度になっていくという状況です。ここを広域連合のトップである市長が認識をされないと、本当に大変な事態になっていく。しかも年金天引きですから。決められた保険料は、広域連合でしゃんしゃんと決められるのですよ。それは、もう即年金天引きになる。ここが過酷なのです。この部分が、

医療費が増大しているからということで、全部それを75歳以上の高齢者に押し付けるということが、本当に社会保障制度を崩してしまう。こんな、75歳以上を切り離れたような保険制度というのは、世界中にないのです。リスクのある人とない人と、集めるから保険が成り立つのであって、この部分を本当に認識をしていただかないと、抜本的な改革が行われたということで称賛してもらっては困るのです。どう認識をされているのか。

均等割だけといって、2割減免、5割減免、7割減免とかということが言われてますが、この方々も1.5倍にはね返ります。無年金の方も払わなくてはならない。家族が払っていかなくてはならない。当然、今、介護保険でも未納者が出てます。同じような状況になるのと違うのでしょうか。今、介護保険で何人の方、幾ら未納となっていますか。保険の、その介護保険の部分、ちょっとお知らせ下さい。多分、同じような状況が後期高齢者でも発生するのではないかというふうに思いますので。答弁をお願いいたします。

財政の部分で、人件費とかこれ、どれだけかかっているのですかということをお尋ねしたら、300万円ということをおっしゃったのですが、それぞれの市町村でパソコンを購入せんならんとか、ソフトをどう買わんならんとか、買っておられるのかもわかりませんけれども、来年4月ですから、そういうふうな費用が要ったはずなのです。300万円ぐらいでは、私、済んでないと思うのですけれども。新たなこういった導入でふえていくはずなのですが、本当にこれ、300万円で対応できたのですか。ではないと思いますけど。新たなソフトとかパソコンとか、そのための人件費とか、必要だと思いますが、もう一度、この問題はちょっと、こんなんでは済んでないというふうに思いますので、正確なご答弁をお願いいたします。

資格証明書の発行、これ、公平性のために必要やとおっしゃいましたね。けども、今、老人保健では、発行はしないことになっているのです。国民健康保険のなかで障がい者とか小さい子供を持っている人とか、老人保健に加入している人、こういう人には資格証明書を発行したらあかんということになっているのです。だから、発行されてないはずなのです。けども、今度これは、発行するということになっているので、けども発行するかしないかは、この広域連合の中で発行しないということにしたら、それはそれで通るのです。今、発行していないのに、公平性のために必要というふうな認識では、さっき言いましたように高島市だけではありません。半分ぐらい、資格証明書を発行しておられない、そういうまちの方々は、もうこれは大変なことになるということで、野洲は県下で、率的に3番目ですか、資格証明書の発行。本当にちょっと恥ずべき数なのですけども。

この問題、今と整合性が合わないのでご答弁をお願いします。

それと、保育園・幼稚園の民営化ですが、ちょうど60年前の12月12日、児童福祉法が制定されました。それ以後、全く内容はよくなっていないのです。改定されていない。諸外国では保育士の定数を削減をしていくとか、いろんな形で行われてきているのですが、日本の場合はそれよりか逆に、どんどんと悪くなっています。官から民いうことで、定数も125%の受け入れとか、1つの中で3人保育してたら1人だけ正社員やったらいいとかいうふうな形になっているのですけれども、こういった問題の中で、篠原学区で本当に皆さん、民営化を臨んでおられるのでしょうか。先ほど言われたワーキング会議というのは、これ、篠原学区でされているのですか。何回されているのでしょうか。ちょっとこの点をお尋ねします。

それと、妊婦の検診ですが、今の答弁でふやされるのですか、野洲は。その部分が県下統一で行っているということですが、野洲はふやすいう意向は全くないのでしょうか。お尋ねをいたします。

中小企業の部分ですが、本当にもっともっと地震の部分でいろんな防災計画がされていますけれども、やっぱり命を守っていくというのが地方自治体の役目です。そしたら、一番の圧死が寝室であるということであるならば、私はこういうところに補助金を出していく。家丸ごと丈夫にするのもいいでしょうが、本当に、そこに出していくというのが必要と違うのでしょうか。多額の費用が要るということで、そういうふうなのは行政として安心・安全を追求していくことにはならないのではないかと。検討を、私はこの際、差し迫った問題やというふうに思うのですけれども、耐震の部分で、165件の耐震、私、その前の診断を受けた家庭が何件あったのでしょうかということの答えがなかったように思うのですけれども、165件あったのですか。それで、そのうち5件しか要はしておられないということは、すごい耐震検査は受けたけども、補助を受けられないということの現実がここにあるわけです。そういう意味においては、やっぱりもっと検討が必要なのと違いますか。何らかの方策を検討すべきだと思いますが。

以上です。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 再度の質問を受けましたが、広域連合で関係のある部分は私の方からお答えを申し上げて、後については担当部長からお答えをいただきます。

まず、一番初めにおっしゃった後期高齢者のこの制度の問題についてということでおっしゃるのですが、これは後期高齢者だけをとらまえるとそういう言い方もなると思うのですが、これは医療全体、国民の後期高齢者、前期高齢者、若人、全部含んでの医療制度の仕組みの中で、75歳以上の後期高齢者についてはこうやということでのことですから、これだけをとらまえて言うと、若干、おっしゃるような意図になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もっと具体的に言うなら、今までは保険料を納めなさってなかった、息子さんかだれかの扶養者に入って、そういう方たちに保険料を取っていきこうということですし、また逆に、若人のグループの中で保険料を納めていただいている方たちの保険料から後期高齢者の高額な医療を負担していったということから、こっち負担がかかった。こういう仕組みの中でのことですので、ご理解をいただいております。

それと、一番心配をなさっている資格証明なのですが、私は基本的なことを申し上げました。おっしゃるように、老人保健制度では、国民健康保険被保険者保険証、保険資格と給付制度が異なった点がございましたので、資格証明は出さないというような方向にいつてあったのですが、今回は、やっぱりはっきり出していくということに、これは法律で決められておりましたのでそうなのですが、ただ、ここで私、ちょっと補足的に申し上げたいのは、実は広域連合の議会があったときに、ある町長さんが質問をなさっているのです。資格証明の発行に係る具体的な対応の検討についてはどうするのやという質問があって、そこで、広域長でございます大津の市長さんは、ちょっと読みます。こういうふうにお答えになっております。資格証明書の交付についてでございますが、納税者に対し保険料納付の促進を図るために交付するものであり、1年以上の滞納があった場合に交付することとなっております。これが基本です。資格証明書の交付に際しては、高齢者の生活実態や身体的な特性にかんがみ、機械的に一律に交付するものではなく、高齢者の生活実態等をよく把握して、町村と協議をして運用していくと、こういうふうにお答えになっておりますので、申し上げておきます。

それと、事務費の300万の問題についてはそれですが、ちょっとかかわって介護保険のことをおっしゃいました。介護保険料は野洲市が高い、それに滞納者が多い、そういう

ふうになっていくのではないかと、こういうことでございましたが、何回も申し上げますが、うちの介護保険の認定の業務についてかなり幅広く認定をしております。だから、ちょっとした症状が出たときには支援をしていこうということで、介護保険の対象になるように給付をしているのです。野並さんはその給付のことを忘れて、かける方ばかりおっしゃるのですが、手厚い給付をするために保険料が高くつく、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） それでは、野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、市長の方から冒頭の方で、資格証明の関係やられましたので、私の方は介護保険の部分の滞納者数、あるいはということでございます。

介護保険の滞納状況につきましては、平成18年度決算でもご承知のように、滞納額は現年度分と過年度分を合わせまして634万114円でございます。滞納者は145名でございました。

それから、300万円の使途でございます。

これに関しましては、徴収にかかります経費として約300万円についてでございます。この経費は、市町が行う徴収事務にかかる経費で、資格管理を行うシステムの維持管理経費費用として約150万円、また、賦課決定や納入通知書の作成及び通知に関する経費として約150万円を見込んでおります。具体的には、専用の窓あき封筒や通知書の印刷、これが30万円程度、それから、制度啓発を行うためのパンフレット等の購入費で約17万円、また、各種通知にかかります通信運搬費が郵送代でございますけど、これが約70万円。特別徴収にかかる事務手数料及びコンビニ収納にかかる手数料として約40万円、それからシステム費用の端末やプリンターの維持管理経費、その他の諸経費を合わせまして約300万円を見込み、予算計上をしていきたいと、このような考え方を示したものでございます。

続きまして、保育園の民営化についての話でございます。

望んでおられるのかということで、これにつきましては、財政健全化の実行プログラムに掲載している民営化対象の保育園は、現在のところはこの保育園ということは決めておりません。この算出につきましては、いわゆる補助金の運営補助金とそういう歳出の中

で求めたものでありまして、試算の部分でございまして、今後これに向けて検討してまいりたいと、このような考え方でございます。

また、ワーキング会議等が何回開催されたかということで、開催につきましては平成18年度で4回、それから19年度では現在、3回の開催をしております。なお、こういった会議につきましては、やはり乳幼児のあり方をもっと多く開催をふやしながら、いろいろなケースを検討してまいりたいと思いますので、そこに努力をしてまいりたいと思っております。

最後に、妊産婦健診のふやす方向なのかという方向付けなのですが、現在、平成20年度予算要求に対しまして検討をしているのですが、厚労省は5回以上の公費負担の検討ということで示されていますように、やはり先ほど申しましたように、回数増加や委託単価についてまだ最終的な結論に至ってはおりません。そういった中で協議を進めて、そういった5回以上の盛り込みを考えていきたいととらえております。今現在、予算編成作業中でございますので、現時点での何回というようなことは差し控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（林 克君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（堤 文男君） それでは、野並議員の耐震改修に際しての補助制度の再質問について、お答えをいたします。

まず、現在までの改修診断の件数は165件ということで、先ほどこう申し上げましたけれども、その中で25件が0.7以上の評価が出ております。ということで、残りの140件については改修が必要であるとの結果でございます。現在まで、そのうち5件が制度を利用して改修をなされております。確かに活用が少ないのではないかとということで、この点はやはり改修に多額の費用がかかるというのも大きな理由かと考えております。ただ、議員のおっしゃる寝室だけでもすれば経費が安くつくのではとのことでございますけれども、最近では寝室もそれぞれ分かれておまして、非常に利用も幾つもの部屋に分かれておるといふようなこともございまして、決して安くつくということにはならないかという思いでございますけれども、部分改修ではなしに、やはり診断結果に基づいて悪いところはやはり直していただくと、これが一番安全ではないかというふうに考えております。

市内全体では、ちなみに申し上げますと、56年以前の建物が約4,000件、これは推定でございますけれどもございます。そのうちの165件ということで、4%強のおう

ちがまだ、本来ならしていただく必要があるのかもわかりませんが、されておらないというふうな状況でございますので、我々としては、まず啓発はしておるのでございますけれども、これらの方々に再度啓発を、PRをさせていただいて、この制度の活用をしていただくように働きかけてまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） あと2分ということですので。

後期高齢者の部分ですが、今の市長の答弁で、結局は発行するということですね。生活実態、身体的実態を見てということですが、病気になつてというのは、ほとんどの方がもっておられるのではないかと思います。病院にかかっておられる方には発行しないのかどうか。それを確認をしておきたいと思っております。

それと、次の保育園の民営化の問題ですけれども、今言われた回数、検討しているというワーキング会議、私は篠原でやったのかいうのを聞いたのですけれども、その回答はございませんでした。米原市では、認定子ども園は公立で行われています。私、民間でやった場合、前回は質問のときに言いましたように、障がい児を排除していくとか、園と直接契約やから、そういう意味では保育料の自分とこで勝手に決められるとか、民間の認定子ども園は本当にいろんな問題を含んでいるのです。だから、そういう意味で、公立でされているのですけれども、やるとするならば、野洲はそれを追求されるのかどうか。それを確認をしておきたいと思っております。

それと、耐震の部分で言われましたが、最近、西岸断層のあれが出ましたので。被害総額とか死者とか。野洲で、あれでは一体何人の方の被害、何件の被害が出るのか、その件数を教えて下さい。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 細にわたってのなかなか微妙な質問をなされました。私も微妙な答弁をいたします。

先ほども申し上げましたように、高齢者の生活実態に即した取り扱いが必要と考えております。この辺で解釈して下さい。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 認定子ども園等、保育園の民営化の問題でご質問いただきました件につきましては、現在、あり方の方で模索されて、その市民アンケートでは認定子ども園等が、市内の保育園では保護者が望んでいるという結果が出ております。しかしながら、今後のあり方の中で、いろんな再度の中で認定子ども園でもいろんな形態がございます。それも含めながら、慎重に進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） ただいま、地震の関係で、琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定はということでお尋ねがございました。これは、本市が出しました野洲市防災マップにも載ってございますが、野洲市における被害予想ということで、建物被害の全壊棟数が1,397棟、それから人的被害ですが、最大で死者35名、負傷者656名となっております。ちなみに、最近発表されましたのは、中央防災会議からの想定被害ということで、花折断層地震の方が被害想定されました。これは、県等が想定しておりました地震よりもかなり大きいというような結果でございました。これにつきましては、中央防災会議の発表でございますので、単位市町までの想定はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、通告第10号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。私は、一般質問を2件にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1件目、組織の活性化と人材育成についてお尋ねいたしたいと思います。

地方分権が推進されている今日、野洲市は人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを理念として、個性と自立を基本とした独自のまちづくりを進めておられますが、昨年10月に第1次野洲市行政改革大綱と野洲市財政健全化計画を策定し、効率的な行政運営を目指しておられます。このような中、人、もの、金、情報、時間といった経営資源の中でもとりわけ人という人的資源が自治体経営に及ぼす影響は大きく、それを有効に活用するためのマネジメントは、自己決定、自己責任を基本とする地方分権社会の中では重要な意味を持っております。そのためには、組織全体が活力に満ちたものとなるよう、人材育成に関する基本方針を適切に選択し、全職員にその方策の内容や方向性を十分に理解していただくことが重要でございます。市民の財産となり得る「人財」を育成していく

ためには、明確な目的と役割を持って取り組み、諸制度が有効に機能するよう推進することが重要と考えます。

野洲市も合併されて3年を経過しました。職員の皆様はそれぞれの旧町役場における運営等にはなれておられましたが、市政運営となり、戸惑いもあったかと思えます。3年も経過した現在は、やる気を起こさせる職場づくりや人間関係のあり方等、より一層の市民から望まれる職員の人材育成と組織の活性化の取り組みが重要と考えます。

これまでも取り組んでこられました組織の活性化と人材育成のための諸制度があると思いますが、それが有効に機能されてこられたのか、どのような成果が見られたのか、また見直し等は検討されておられるのか、お伺いいたします。

第2件目、犯罪に遭わない安全な地域社会づくりについてをお尋ねいたします。

安全は、豊かでゆとりのある生活を営む上での基盤となるものでございます。何物にもかえがたい私たちの共通した願いでございますが、しかしながら、近年、都市化や国際化の進展と共に地域社会が変容し、人間関係の希薄化が進みつつある中、私たちのまちにおいてもさまざまな犯罪が起こるようになりました。その内容も、犯罪の凶悪化も進み、昨年、JR野洲駅北口では強盗殺人事件が発生し安全とは言えなくなっており、日常生活の中での不安感が高まっております。

このようなことから、警察、自治体、関係機関・団体との連携をより一層強化しながら、安全で安心なまちづくりを目指していただきたいと思えます。そのためには、合併されてからの野洲市は、犯罪の防止対策をどのようにされているのか、また、見直しや新しく計画されたものがあればお伺いいたします。

その中におきましても、1つ目、犯罪を防止するシステムについて。2つ目、犯罪被害者や弱者の支援について。3つ目、犯罪に遭わないまちづくりの対策について。4つ目、見直し・今後の計画について。

また、今年10月には、JR野洲駅北口に地域安全センターが開設されましたが、住民の皆様からいつごろから運営がされるのかと尋ねられます。確かに私がセンター前を通る時間が合わないのか、人がおられるのを私も見たことがなく、いつも閉まったままの状態でございます。住民の皆様はこのセンターの、常時開所されていて、子ども110番の家のような、大人も子どももだれもが駆け込めるような機能を持った場所であり、また、犯罪についての相談もできるような場所を望んでおられます。現在、どのように運営されておられるのか、また、今後、どのような運営計画がされているのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中田議員の、組織の活性化と人材育成についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市のこれまでの人材育成などの取り組みにつきましては、職員一人ひとりが能力を十分発揮するため、主に職員研修制度の充実や、勤務評定制度の実施による人材育成を進めてまいりました。一例を申し上げますと、職員研修では、人権研修において全職員に対して参加型研修を実施すると共に、環境研修では環境に取り組んでおられる市民の方々に講師をお迎えするなどの取り組みを実施してまいったところでございます。

また、今年度からは、野洲市独自の地域課題に対応したまちづくりを進めるため、政策形成能力の向上を図ることを目的に、グループによる政策形成研修を実施しております。今後はこの政策形成研修と市職員の提案制度を合わせて実施するなど、職員の参加意欲を高める研修制度となるよう、見直しを進めていきたいと考えております。

次に、勤務評定制度につきましては、旧野洲町時代に導入した制度を基本に、職員の職務について勤務業績の評定を統一的に行い、その評定結果に応じた昇任などの措置を講ずることにより、職員の勤務能率及びモラルの向上を図り、もって公正な人事管理を行うことを目的に、継続して実施をしております。しかしながら、現行の勤務評定制度が構築されてからかなりの年月が経過しておりますし、評価項目の見直しと合わせて、職員が組織の目標を明確に意識して、主体的に業務の遂行にあたるよう、目標管理制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

なお、これらの本市の取り組みを成果指標などではかることはできておりませんが、職員の能力、あるいは資質の向上につながっているものと考えております。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方から、2点目の犯罪に遭わない安全な地域社会づくりについて、お答えをさせていただきます。

本市における地域安全への取り組みにつきましては、野洲市地域安全に関する条例に基づき、野洲市地域安全連絡会議を設置をいたしまして、広く市民の方や守山警察署及び関係団体に参加いただき、市が実施する地域安全に関する施策の調整や関係団体との連携や情報交換を行っているところでございます。

まず、第1点目の犯罪を防止するシステムにつきましては、本年10月1日から、野洲

市災害・不審者情報メール配信サービスを開始いたしました。本事業は、市民の安心・安全のための情報を携帯電話などにメールにより、迅速かつ的確に市民に配信するもので、犯罪被害を防止する効果と共に、防犯意識の高揚にもつながるものと考えております。

第2点目の、犯罪被害者や弱者の支援につきましては、昨年、野洲駅北口公衆便所で発生いたしました強盗殺人事件の被害者遺族の方には、市犯罪被害者支援条例に基づき、遺族支援金を支給したところでございます。今後も、市の関係課と国・県・警察及び民間団体が連携・協力して、被害者の状況に応じた支援体制が図れるよう、対応してまいりたいと考えております。

第3点目の犯罪に遭わないまちづくりにつきましては、防犯灯や防犯カメラの設置と共に、市民一人ひとりが、安全は自ら守るという自助意識を身につけていただき、地域の人々がお互いに協力しながら、安全なまちづくりの実現に向けて、主体的に取り組んでいただくことが極めて重要であると考えております。このため、守山野洲防犯自治会の活動を通じて、守山警察署と連携をいたしまして、犯罪情報の提供や、防犯啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

第4点目の見直し・今後の計画につきましては、市の防犯施策等の充実のため、昨年4月に生活安全課を設置をいたしまして、重点的に施策を実施しているところでございます。特に、先ほど申し上げましたメール配信事業の実施に伴い、犯罪情報や不審者情報などにつきましては危機管理を徹底するため、一括して情報を管理し、市民に情報提供するなど見直しを行いました。今後も、現在行っている防犯施策をさらに充実させていく考えでございます。

次に、地域安全センターの運営につきましては、原則、週に3日でございますが、午前と午後、1時間ずつ市職員がセンターに詰めて、市民への対応を行っております。また、野洲駅交番からも警察官の方に頻繁にセンターに立ち寄っていただき、周辺地域でのパトロールを行っていただいております。今後は、守山警察署と住民、防犯ボランティアが連携をいたしまして、地域防犯に取り組む拠点施設となるよう、市民ボランティアの育成と防犯相談事業等に取り組む計画をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再質問させていただきたいと思います。

まず、組織の活性化と人材育成の方についてでございますけども、これは、今、勤務評

定制度、これを旧野洲町時代のものを使ってあったということで、見直していきたいというご答弁でしたけれども、ぜひ、どういうふうに直されていくのか、今後期待したいと思いますけれども、今回の質問に関しまして、私が近隣の市町に出回りまして、いろいろ調査してまいりました中から申し上げたいと思いますけれども、本市における職員に対する苦情の内容の大半が、職員の対応であったり、それから職務態度であったり、喫煙等が上位に上がっているということでございます。しかしながら、平成17年12月に職員のマナーアップ宣言が行われておりましたが、その中にさわやかな挨拶に努めます、速やかな行政サービスに努めます、細やかな心配りに努めますとございます。でも、現状は苦情のことから考えると、実行されておられないと市民は思っていると思います。

先ほど申しましたように、それを改善していくためには、ではどうすればいいかと。やはり、いきいきとしている職場づくりであり、職員一人ひとりがやる気を起こさせることではないでしょうか。そのためには、向上心を引き出そうという人事管理が必要でございます。

では、職員はそれぞれこのことについてどう感じておられるのか調査いたしましたあるアンケートからではございますが、仕事のやりがいについてはどうなのかという問いに対しては、「どちらとも言えない」「余り感じていない」が約44%。自分の能力が生かされていると思いますかとの問いに対しては、「どちらとも言えない」「生かされていない」が約半数でございます。そして、昇任のあり方については、「不満がある」は約68%でございます。このような現状から言えることは、不満気味であると思います。自分の能力が生かされていると感じることができるときに仕事にやりがいを持ち、自分の能力を最大限に発揮できると思います。それが能力の向上につながるのではないのでしょうか。現実には各職員は満足度のある昇任制度の構築を求めておられると言えます。

このようなことから再度お伺いいたします。

先ほどの回答にもございました中に、政策形成研修の実施内容について伺います。それから、職員の提案制度については実例がありましたか。それがもしあったら、それをどのように活用されたか伺います。また、勤務評定制度の中には評定はいつごろ行われているのでしょうか。そして、評定する人はだれなのでしょう。評定の審査内容についてはどういったものを審査されているのかお伺いします。本人に、この評定されたものを公表されておられるのか、以上を伺います。

そして、目標管理制度を導入されるということですが、この目的・内容について

伺いたいと思います。

それから、部下から上司への評価制度が本市にはありますが、これは滋賀県下で本市だけではなかったかなと思います。その効果、成果はどうか。そして、評価はどのように行われているのか。個々で行われているのか、職員一人ひとりが行われているのか、課全体で行われているのかをお伺いいたします。

それと、自己評価もございますが、これは各種の評定制度として、人事異動のときに実際に活かされておられましたでしょうか。活かされておられますか。先ほど申しましたが、昇任についての不満度は高いので、いかがなのでしょう。

もう一件、失礼とは思いますが、やる気のない職員の対応についてはどういうふうにされておられますでしょうか。他の職員の影響もあると思いますので、失礼とは思いますが、以上のことについて再質問をしたいと思います。

それから、次、安全な地域社会づくりの方の件ですけれども、今、滋賀県下では全国から見ても犯罪率は高い状態で、26位となっております。県下の市町村の犯罪率は26市町村のうち、野洲市は17位となっております。平成18年度は野洲市は499件発生しておりますが、犯罪の発生件数では窃盗が圧倒的に多いと言われております。ついで、自動車、それから車上ねらい、オートバイの盗みが多く発生しております。これは、乗り物をされる防犯意識の低さから発生しているものと言えますが、自動車の55.9%は主にエンジンキーを差したままであったり、また、車内にキーを置いたままの状態であったと思います。また、自転車被害の71.5%は鍵をしていなかったのが現状だと言われております。

この野洲市におきましても、犯罪発生件数は減少している状態ではございますが、これも自主防犯意識と、それから活動展開が大きな犯罪抑止効果があったと思いますが、でも、事件は流動的でございます。防犯対策も流動的に進めていく必要があると思いますが、このことについては警察、自治体との関連機関、一緒に進めておられるとは先ほど答弁いただきましたけれども、なお一層進めていただきたいと思いますが、具体的にはどのような活動をされておられるのか、また、今後の活動展開はどのように考えておられるのか伺います。

それから、先ほどの強盗事件とか、被害に遭われた方は条例に基づいてとのご答弁いただきましたので、またその条例を拝見させていただきたいと思っております。

安全センターのことについてでございますが、地域安全センターは今後、どのような施

設にしていくのか、計画と展開についてお伺いいたしたいと思います。先ほど答弁にございました、10月に安心して安全なまちづくりの一環として災害と不審者情報メールを配信サービスが開始されておられますが、現在、何件の登録がされてあるのでしょうか。また、何件の情報提供されたのか、以上のことについて再度お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

たくさんご質問をいただきましたので、順不同あるいはもしも不十分な点は、再々問で対応をお願いしたいと思っております。

まず、政策形成研修の内容、取り組み状況ということでございますが、他都市でもされておりますし、県等も取り組んでいるというふうに伺っておりますが、野洲市では、今年度から、職員の方々の自発性を養う意味も含めて、政策形成研修というのをやりたいというふうな形で取り組まさせていただいております。これは、基本的に職員の方々が、地域の課題とか問題点を自分で探してきて、テーマを自分で見つけて、グループでもってそういったことについて討議をしていただいて、一定の解決方策を自主的につくっていただこうと、こういうふうなねらいでございまして、今年度は最初からグループ研修に入りたかったのですが、最初ということもあって、なかなかそこには行き着かなくて、少し若干、勉強も含めた取り組みを今のところさせていただいて、それぞれの方々が自分でテーマを今、出しているのと、こういうふうな状況でございます。これを持ち寄っていただいて、今のところ二、三のテーマを選定して絞り込んで、これをどうやって解決していくかと、こういうような形での報告書、意見をまとめていただいて、これを報告書に仕上げたいと。それを提案という形で市の方に出していただこうと、かようなことを思っておる次第でございます。

それから、2番目が提案制度でございます。職員提案制度、これ、旧の中主、野洲町時代にもあったというふうに伺っております。それから、新しい市になりました平成17年の当初に一たん募集をしたというふうに聞いておりますが、残念ながらこのときは応募がなかったということで、今のところ、新市になっては実績がないと、こういう状況でございます。

それから、勤務評定制度ですが、これは1つ質問の中にもあったのですが、下から上というのものがあるのですが、基本的には上司が部下を評定すると、こういう形でございますが、

一定、前年の4月1日から当該年度の3月31日までを対象に、基本的には10月1日には上半期の聞き取りを実施いたしまして、評定としては1月15日が基準日となると、こういう形で評定をさせていただいております。まずは、自分で自分なりに1年間どうだったかという、こういうことを評価いただいて、それからその上司、管理職の方が一定評定すると、こういう形でやらせていただいております。それから、評定のゆがみ、それを是正する意味では、再度、もう一つの上司がそれを評定したものの中身について一定、目を通すと、こういう形でできるだけ公平な形で評定ができるような形をとっております。

それから、これのフィードバック、公表ですが、いろいろと聞いた内容で評定したことについては、一応、本人の方に、これは上司を通じてなのですが、フィードバックするようなシステムをとっております。これは、当然、評定というのは評価につながっておりますし、本人の育成、人材養成というのを含めていますので、例えばその方の長所なりを生かしていただくということも含めてフィードバックするような形をとっております。

それから、目標管理制度でございますが、これは新しい取り組みとして私どもやりたいということですが、これは基本的には組織の目標と個人の目標をできるだけ一致させて、組織の活性化なり組織としての目標達成、それから本人のやりがい等も含めた形の制度を生み出したいと、かように思っている次第でございます。大きくは、私どもからいえば市の方としては総合計画なり長期計画等があるわけでございますし、そういったものを基盤に置きながら、それぞれ、例えば所属上司、例えば部長が、自分のところの部の目標を設定する、それからその部の目標の中でまた課長がする、こういうふうな形でだんだんおろして行って、ご本人、職員さんがそれぞれ自分で自分の目標をつくと。これは、決して強制されるのじゃなしに、自分で目標を立てて自分で管理していくという、こういうようなシステムでございます。基本的にはどういう目標を達成するか、それをどういう形でやるか、どういう期間にどこまで持っていくのだということ自分で決めていただこうと、かように思っているようなことでございます。できれば来年度あたりから具体的な取り組みを進めてまいりたいと、こう思っておるところでございます。

それから、部下から上司の評価ということですが、さっきも議員ご指摘のように、多分これ野洲だけかなと思っておるのですが、ちょっとほかにあったら申しわけないのですが、今のところ私どもだけだと思っております。

基本的には、そういったことを通じて、部下と上司との間のコミュニケーションが図れるということ、並びに、それなりに見方も違いますので、いろんな多方面からの目という

のが必要だと、こういうふうな形で今進めさせていただいて、これを管理職の昇任時の参考資料とさせていただいていると、こういうことでございます。

それから、やる気のない職員と、こういうのだったのですが、なかなかこれは難しいのですが、基本的には、これはご本人それぞれの意欲をどう持っていただくか、モチベーションをどう高めていただくかという、こういうことなのですが、やはり組織としてもそういったことについては当然、努めていく必要があるという意味では、さっき申し上げたいろんな形の研修制度、あるいはその目標管理制度等々も通じて、できるだけ職員の方々に意欲を持って働いていただくようお願いをしたいと、こう思っておるのです。その際にやっぱり、上司のリーダーシップと、それから課の中のコミュニケーション、意思疎通というのが、これは大変大事なことではないかなと、かように思っている次第でございます。そういったことを通じて、それぞれの方が意欲を持ちながら仕事に励んでいただくよう努力してまいりたいと、かように思っております。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 防犯関係につきましてのご質問、3点、ご質問いただいたと思います。

まず1点目の防犯対策に関しては、具体的には現在の活動につきましては、守山野洲防犯自治会での取り組みということで、防犯パトロールや街頭啓発等を実施をさせていただいております。今後につきましては、防災行政を進める上で市民との協働を進める事業として、ボランティアによる市民の参画を求めていきたいというふうに考えております。それと、現在設置をいたしました地域安全センターにかかわりますボランティア等についても募集をしていきたいのですが、参加要件をできるだけ低くいたしまして、参加しやすく長続きする方策を、現在、模索しているところでございます。また、検討材料としましては、防犯以外の切り口と合わせた活動として、例えば健康面とタイアップした防犯に関するボランティア活動などを検討しているところでございます。

次に、安全センターの関係でございます。現在は、先ほども申し上げましたように、週3回、月、水、金の3日間、午前、午後1時間ずつ勤務している状況でございます。市民の方々から開所時間の拡大に関しての要望の意見も聞いておまして、市民ニーズの観点からも拡大に関しては必要であると認識をいたしております。何とか来年度に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目でございます。メール配信の登録は12月12日現在で746件で

ございまして、10月1日以降は、配信をいたしました情報は6件でございました。

以上でございます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） ご答弁ありがとうございます。

部下から上司への評価制度については、確か副市長がおっしゃるように県下では1市、本市だけだと思います。それで、これは先ほど、管理職として参考にさせていただくという、コミュニケーションをとる1つの手段にもなるということですが、私がこういう受け取り方をしたら失礼なのかもわかりませんが、部下が上司を評定、チェックするのはごますりの1つにならないとか、やっぱり上司にかわいがってもらいたいから少し甘い点をつけておこうとか、先ほど、個々に評価されているのか、課全体でされているのか、この評価は、担当課の中で一人ひとりの職員が課長の評価をしているのか、それとも課全体で、うちの課長に対してはこういうふうにもう少しあってほしいなというふうにされているのか、どういうふうな評価をされているのか、ちょっとそれをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、個々に申告、職員一人ひとりも申告されているはずですが、上司の申告もあるけど、自分自身の評価もされていると思うのですけれども、多分、それには人事異動のときには大いに活用していただきたいと思います。やっぱり、やる気のある職員を育てるためには、私は次はこういうことをやっていきたいというのは書いてあったと思うのですけれども、それから、やる気のない職員の対応については、事例があったのではないかと、ちょっと薄々気づいておるのですけれども、どういうふうな対処を、言いにくかったら結構ですけれども、ほかの職員に影響のないようにしていただきたいと思います。

そして、再々質問をしたいと思うのですけれども、近隣のところに調査に行ったときに、これはいいことだなと思うものがありましたので、本市に参考になれば今後取り組んでいただきたいな、それが職員の能力や資質とか向上アップにつながると思いますので、聞いていただきたいと思います。

優良職員の表彰を年1回行っております。別に金一封とかいうのじゃなくて、皆さんの前ですぐれているよ、この職員はというと、やはりやる気を起こさせる1つの、みんなの前で表彰されたというのは、私も次は表彰受けたいなというやる気につながるのではないかと思います。

それから、市長への手紙があると思うのですけれども、その中で、ある職員の苦情につ

いて公表するのではなく、この職員はこういう点で市民から褒められたということを職員に紹介する。そうすると、あの職員はそういういいことをしたのか、それなら私もこういういいことをしようかという、褒められるということは大人も子どもも一緒ですけれども、悪いことではないと思いますし、励みになっているということでございました。

そして、子どもは褒めて育てようと、よく教育方針でございしますが、大人も同じだと思えます。職員を上手に褒めて育てていくのが、この人材育成ではないかと思えます。ということは、先ほども言われたかと思いましたが、プラスに物事を考える、後の1ラインから、あんたはこういうところが悪いのや、ここも悪いのや、あれも悪いのや、だから直したらよくなるのやというのじゃなくて、君は、このラインより人より随分すぐれている。これをより一層伸ばしてやったらどうだという、プラス方式の指導、育成の仕方が人を伸ばす方法ではないかと思えますので、そういう方法を取り上げていただきたいと思えます。

それから、先ほどお答えいただいた中に、政策形成研修の内容ですが、地域の課題について、所属課を超えて集まって、意欲のある者が集まってやるということなのですが、他市のところにおきましても、同じようなことがありまして、担当課外でお互いがまちをよくしていくためとか、各種の課題に取り組もうという意欲のある者が集まりまして、自主的な研究チームをつくっておられます。これは、勤務外の終了後から、または、ときには休みの日、休日を使つての活動をしておられます。そして、その成果、先ほど副市長は、その報告と提案だけを聞いておられるのですけれども、先ほど、優良の職員と同じで、全職員の前で発表をさせていただくということは、その人の取り組み方が、熱の入れようが変わったということです。そして、この意見を述べられることに一番興味を持っておられるのが市長だそうです。担当課で仕事する以外に、すごいすてきな発想がされてあるので、そういうので市長が一番興味を持ったということを知っています。そして、そのことに取り組む、課以外のことに、自分がやりたいことをやるものだから、職員がすごくはつらつとしてきたという結果を知りました。

それから、他市でも言っておられましたけれども、新入の職員がやる気満々で職員になられます。だが、2年、3年と年数を重ねていく上で、ぬるま湯につかっているような、また、そのぬるま湯から出ようとするとき寒いのでまたそのままつかっていると。でも、長くつかっていると風邪を引く。風邪を引いた職員ばかりだと運営に支障を来すのではないのでしょうか。だから、結果としましては、頑張った職員に報われるようなシステムをし

ていってもらうことが一番大事だと思っております。

それから、所属長、担当課のところのトップの考え、部長、課長、そしてトップリーダー、特に市長でございますが、これは大変重要な存在でございます。この市長の考えで野洲市も変わってまいりますので、重要責任を感じていただきたい。そして、人材育成については、市長の顔につながると思います。職員イコール山崎市長だと思っております。

それで、今回の行政の担当責任者であります副市長に、今回のこの人材育成と組織の活性化については副市長が担当の責任者だと思っておりますので、先ほど申し上げました提案等を含めて、組織の活性化と人材育成についてのお考えを市長と相談したものがあれば、それをお聞きしたい、または副市長自身はこう考えているというものがあればお尋ねいたします。その評価もお願いしたいと思います。3年間の評価もよろしく願いいたします。

続きまして、安全な地域社会づくりの方でございますけれども、現在、本庁舎に昨年度、生活安全課が設置されて対応しているということでございますけれども、警察のOBの方が嘱託で入っておられますよね、2名。その方たちが午前と午後、1時間ずつですか、あそこの安全センターに行っておられるのが。実際に、だから私もちょうどその時間に行っていなかったということなのですね、いつも閉まったままの状態。実際、それが活用とは言えないと思うのです。私が聞いたところによりますと、10時から11時、午後は3時から4時と。本当にこの時間でいいのでしょうか。お二人おられるのでしたら、せめて次の計画がされるまでは、午前、午後、せめて勤務していただけたらと思っております。

そして、南口には交番所がありますけれども、これは南口は交番所があるので安全と思っておりますけれども、北口の方では飲食店も多くなりましたので、夜は特に人が出入りや動きが多くございます。この地域安全センターが交番所のかわりになるほどの活用ができるような場所にしていだけないかと願う市民も多くございます。営業時間は午前から深夜までと考えられないでしょうか。例えば、昼間は守山野洲少年センターの野洲支所として、夜間は警備会社等に依頼するとか、こういった考えはいかがでしょうか。過去に、私自身も北口に交番所の設置を要望したことがございました。それが不可能となり、それにかわるものがこの地域安全センターではないかと私は思っておりますので、市長に今後の取り組み、どのように地域安全センターにしていかれるのかお伺いいたしたいと思いません。

それから、メール配信サービスの件ですけれども、広報の方に出していただいたのですが、普通の住民ではどういう手続か、大変難しゅうございます。私自身もやろうと思いま

したけれども、あの手続はなかなか難しいです。それで、今、746件、そして情報提供されたのが6件ということでございますけれども、多くの、5万人近くの住民がおられるけれども、大人をすれば半分、3万ぐらいになるのかな。学生も含めてすると、もう少しわかりやすい配信サービスの手続、それからお知らせをしていただけたらと思いますけれども、再度質問させて、私の質問を終わりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中田議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、部下が上司を評価する、この仕組みの話だったと思います。この点は、例えば課長級ということになりますと、直属の主査、専門員が評価すると、このような形になっておりますし、部次長については直属の管理職が評価すると、このような形で今、仕組みをつくっておるところでございます。

それから、ご提案いただいた内容で、優良職員の表彰という件があったと思います。これは、一応、私どもも規定がありまして、優良職員の表彰はできることになっているのです。ところが、現状は、永年勤続というか、長年勤務された方しかやっていない。というのは、優良職員の方をどういう方を表彰するかという対象基準がなかなか決めにくいという部分があって、今のところ機能していないのです。これは一般論ですが、全国的な大会で、例えば一定優秀な成績をおさめるとか、そういうふうなはっきりしたメルクマールがあると、これは当然、表彰の対象になると思うのですが、なかなかそれ以外のこういう評価が難しいというところで今のところやっておりませんが、その辺はちょっと今後検討したいと、こういうように思います。

それから、褒めて育てよというところがございますが、これはおっしゃるとおりだと思います。どちらかという私ども、市長もそうかもわかりませんが、苦情とかおしかりごとが耳に入るケースが多くございまして、なかなか褒めることというのは少のうございまして、この辺は、議員の方々の励ましもいただきながら、できるだけそういった頑張っている職員を日の当たる場所にとということで努めてまいりたいとかように思っております。

それから、政策形成研修、この辺はさっき申し上げたように、今年度から取り組んだというところがございますが、さっき申し上げたように、提案がまとまれば、当然これは公表といいますか、職員並びに市の方に返していただきたいという意味で報告の場、そういったことは今後考えてまいりたいと、かように思っております。

それから、新採の職員がいつの間にかということになるのですが、この辺は、さっき申

し上げた研修並びに今年から取り組みました政策形成研修等、できれば自発的な意欲を喚起させる形で、できるだけ意欲を持って勤めていただきたい、かように思っている次第でございます。

最後の、どういうふうに組織の活性化という、総括的なお話と思うのですが、特に市長と相談したわけではございませんで、どちらかという私の所感ということでお許しいただきたいのですが、大変難しい時代に来たなど。というのは、やっぱり地方分権が言われているけれども、實際上、財政の問題とか定数管理の問題、なかなか厳しい状況がございます。こういう中でそれぞれの職員が意欲を持って働くにはどうすればいいかと、こういうことなのですが、当然は、基本的にはそれぞれの方々が自己研さんというか、いろんな形で情報収集しながら、意欲を持って仕事していただくということになるのですが、その辺については少し時間がかかるかなと。これは1つは、さっき申し上げたように合併ということがございましたし、人材育成の効果というのはそう速効性のあるものじゃないと、こういうふうに思っています。私の感想として、野洲市の職員がどうかと言われると、かなり優秀なのかなというふうに僕は思っているのです。ただし、組織の力というのがありまして、30万都市、10万都市とか、これは必ずしもその規模だけじゃないのですが、一定、今の組織の規模というのは少しつらいかなと。やはり10万規模に近い、1,000人近い職員がおる中で、かなり切磋琢磨されるということについては、やはり専門性も含めた職員の向上が図れるという部分がありまして、なかなか個々の職員の努力だけでは補えない部分、組織の力というものがやっぱりあるかなと、かように思っている次第でございます。この辺がいかんともしがたいのですが、それぞれの方々の能力を上げていただく中で頑張ってもらいたいと。

そういう意味では、今、湖南で各市町の職員間の交流もやっておりますし、相互派遣、こういう形でもやっております。こういった形で、ほかのところの情報というか、飯食ってくるという言い方がいいかわかりませんが、他市町のそれぞれの行政のやり方ということを学んでいただくことも大変大事じゃないかなと、かように思っている次第でございますので、また、今年から新たなまちづくり基本条例も制定させていただいたということで、市民との協働、できましたら住民の方々の中に入っているいろんな諸課題に取り組んでいただくと、こんなことも大変有効ではないかなと、かように思っている次第でございます。

ちょっと最後、雑駁なことになって恐縮なのですが、今ちょっと感じているようなことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 2点目の、地域安全センターの今後のあり方について、おかげさまでというとは何ですが、あれだけの施設を野洲市が取得することができた、これは皆さんの理解があつてのことをごさいます、しかし、その用途についてはいろいろ考えたのですが、やっぱり防犯関係に使えるよかつたなという思いはいたしております。

そこで、その今後の運用について考えていかなければならないと思うのですが、まず実態から申し上げますと、野洲駅の特に北口側は非常に犯罪が多い。表に出てないのですが、犯罪も都市型の犯罪が多いと、こういうことのごさいます。そういうことから、やっぱり時間的にも最終電車が来る、その時刻ぐらまでは何らかの形であこに人を置いてもらった方がいいのではないかというのは、警察の思いでもごさいます。だから、こちらの南側の交番の方から応援にも行くということもおっしゃっていただいているのですが、それもこつちも任務があるわけなので、総合的な判断をしなければいけないと、こんなふうに思います。

そこで、私が考えておりますのは、先ほども中田議員おっしゃったように、特に青少年の健全育成も含めまして防犯で取り組んでいくなれば、旧守山市と野洲郡、野洲、中主町で組織しました青少年育成センターがあるのです。それは、こちらが郡であつて向こうが市であつたから、市と郡は1つになつてつくろうといて、守山で事務所をつくつてもらつたのですが、こちらも合併いたしまして市になつておりますので、あれを今、守山市で厄介になつておるのですが、そうでなしに、やっぱり市独自でそういうものも置くならば、そういう常勤のいろんな指導者の皆さんに、あの2階に上がつてみて下さい。広い事務所がとれるので、4人ぐらの机が置けるのです。立派な建物ですから、そういうところを活用して、だから少年センターを分解する必要はないと思います、組織的には。しかし、守山市にもあつても野洲市にもあつてもいいじゃないかと、こういうような、どつちが出張所になるかわからぬけど、そういうようなことであこへ2、3人の方に常勤をしていただければ、1つの施設として拠点となるのではないかという思いと、先ほど部長が申しましたように、その下側には人の影が見えないと、いつのぞいても誰もいないじゃないかということではいけないと。これはやっぱり安心・安全に結びつきませんので、それと道先案内もあるのですよ。地図を置いて、これはこうだという案内も必要ですから、ボランティアでという思いもいたしますが、それでは十分に果たせなければ、3人ぐらのお世話になつて3交代ぐらで、最終は朝の終電車が来るときぐらまでいてもらつて、交代で勤

務してもらう。またおっしゃいますように、夜だけはガードマンをお願いするとか、昼間はそういう人をお願いするとか。ちょっとその辺の課題を持ちながら充実をしていきたいという思いを持っておりますので、これは相手のある守山のことでございますので、また、警察署長さんにもそういう話はしました。それもそやなという、あらかじめの同意は得ておりますので、話は詰めていかないといけないのですが、そういうことをしながらもあこを1つの拠点にしていきたいと、こんな思いをいたしております。

それともう一つ、私も思ったのですが、地域安全センターの中へ蛍光灯が入りました。あれで一安心。ところが、上にぼーっと青い火がついているのです。ややもすると何か気持ち悪い、だから僕は、あの青い電気を回転するように動きがあるようにした方がいいんじゃないかと担当に言ってるのですが、青い火だけがぼーっとついて、その青さがちょっと白っぽい青い、何か気分的に、と思いました。ほかからも意見をいただいておりますので、あれはやっぱり変えたいと思っておりますので、そういうことを思って充実をしていきたいとこう考えておりますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） あと1点、メール配信のことで、登録手続についてということでご意見をいただきました。

これにつきましては、登録の手順につきましては、これはシステムのことですので、今のところ変更はできないのですが、登録手順等の説明につきましてはわかりやすい工夫をしてPRに努めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、通告第11号、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、3点について質問を行います。

1点目に、企業立地促進法に基づく野洲市の計画についてであります。

去る10月29日、野洲市が経済産業省から企業立地法に基づく認定を受けました。これにより市は、市内の野洲駅北口周辺と篠原駅周辺地域にIT企業を集積し、企業誘致を行います。雇用創出やまた税収増でまちの発展につながると鳴り物入りで推進されようとしていますが、これまでの企業誘致の功罪の上に立ち、野洲市のまちづくりのあり方の検証が必要があります。この立場から質問を行います。

認定を受けた野洲市の計画では、オムロンや京セラがある、先ほど言いました野洲駅北

口周辺の45ヘクタールと村田製作所のある篠原駅周辺110ヘクタール、合計155ヘクタールの2地域であります。ここに2012年までに5社を集積・誘致しようというものであります。

そこで、今回の企業誘致、集積について、課題、問題点を質問したいと思います。

1点目に、これまで全国的に多くの自治体で、開発優先の行政が推進されてきました。その最たるものが企業誘致もその1つであります。これで雇用、また税収が拡大するとの論理であります。このため、自治体間で誘致合戦が行われ、誘致企業への補助金条例を制定するなど、推進されています。野洲市でも工業振興条例を制定し、企業への補助金を行ってきました。17年度と18年度で2億7,000万円を補助、今後、平成19年度分を含めて新たに11億8,700万円の補助金支出が必要となっております。しかし、税収や雇用の効果は、私は不透明であると考えますが、なおかつ、財政能力を超える補助金が必要とされることから、この市の条例は来年3月末で廃止されます。しかし、野洲市では、多額の法人税を納めてきたIBMが撤退、また村田製作所も国の大企業優遇税制の外国税額控除により市への法人税納付が極めて不安定な側面があります。市全体でも近年、法人税収入が落ち込みもありました。このように企業誘致に頼る市財政は不安定な財政運営を生み出すこともあります。とりわけ、IT企業に偏る今回の計画ではなおさらではないでしょうか。

よって、1点目に、安定したまちづくりの発展と活性化について、開発優先・企業誘致中心で、本当にこれが図れるのかどうか、その見解についてお聞きいたします。また、2つ目に、税収効果をどのように見込んでおられるのか。

企業立地の2つ目の質問です。

今回、企業立地促進法では、進出企業に特別の優遇措置や支援策を行います。しかし、優遇を受けた企業の撤退について、ある場合、社会的責任を果たさせるための歯どめ措置がこの法律にはありません。つまり、企業の意思と論理が優先されるわけであり。実際、先に言いましたように、IBMも撤退いたしております。

そこで、進出に対して優遇税制や支援を行い誘致したからには、企業は社会的責任が伴います。その点、撤退となれば大きな市に影響が出るわけですが、企業責任を明確にした規定が必要と考えますが、この点はどうか対応されるのか。

次に、企業立地について3点目です。

まちの活性化を図るというなら、安定雇用、正規雇用が必要です。しかし、この企業立

地促進法には、このような目標、または規定が法律で定められていません。今回の野洲の計画では、新たな雇用は約5,000人と言いますが、これも安定雇用を規定しているわけではありません。幾ら雇用が拡大するといっても、請負、派遣などの非正規社員が基本となれば、地域経済の活性化、市民の暮らし向上につながらないことは明らかであります。このことは、例えば大分県の旧安岐町、現国東市であります。デジタルカメラ生産拠点のキャノンの事業所がありますが、従業員2,900人のうち約2,000人が非正規、派遣、請負であります。その結果、契約期間の短い人々は町に定住せず、人口は2000年で1万79人が2006年には9,774人とだんだんと減少。言いたいのは、このように不安定雇用は税収が伸びず、ひいては地域経済の低迷にもつながりかねません。

この件について、今回の企業誘致と集積で、先にも言いました約5,000人と言われておりますが、企業立地促進法認可自治体ではこれはずば抜けた雇用数であります。その多くは村田製作所とも聞きますが、その5,000人の詳細と根拠についてお聞きいたします。2つ目には、進出企業の雇用について、先にも言いました安定雇用・正規雇用を定める規定が必要と考えますが、どう対応されるのか。

大きく4つ目の問題、企業誘致とまちの産業構造のあり方であります。今回の企業誘致と集積では、2地域でその面積は150ヘクタールにも及びます。そのうち、新たに農地が110ヘクタールであります。優良農地がこのように新たな転用を図ることに懸念を持つ市民や農家もおられます。この点、野洲市の産業構造にも大きな転換にもつながるわけですが、この点、どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

大きく5点目、IT産業・企業で懸念される地下水・土壌汚染の危険や地下水の大量使用などの課題もあります。くしくも今年11月19日、旧IBM工場敷地内において、オムロン株式会社が買収しました野洲セミコンダクターズの敷地土壌内から砒素、弗素、トリクロロエチレンが溶出基準を超える汚染が判明しています。

つまり、IT企業特有の懸念される環境汚染、公害の対策について、環境を標榜する野洲として対策を明確にする必要があります。もちろん、企業に対する法的規制、また義務はありますが、市として、企業に対してこの点、公害防止対策等、どのような対応をされるのかをお聞きしていきたいと思っております。

大きな2点目、中主保健センター事業の存続であります。

現在、中主保健センターでは、乳幼児検診などをはじめ、各種保健事業が実施されております。ところが、市が明らかにした財政健全化計画では、経費の削減を目的に、中主保健

センターの有効活用という名のもと、保健センター事業の年次的、段階的な統合を打ち出しています。早ければ平成21年度実施としております。つまり、統合ということは、各事業を野洲保健センターに統合するということであり、もしこのようなことになれば、これまで旧中主地域で実施されていた保健センターでの、先ほど言いました健診や保健事業などが廃止されることとなります。統合されることとなります。この問題では、合併前、中主保健センターを廃止し、旧野洲町の保健センターに一本化する協議もありましたが、当時、協議会で、私はサービスは高い方に、負担は低い方にの約束に反する、合併後も中主保健センターで実施すべきと求めました。これに対して、当時町長は2極サービス、つまり中主町と野洲町の2つの保健センターのことではありますが、2極サービスの維持をしたい旨の答弁をしていました。ところが今回、市の財政健全化計画では、中主保健センター事業を統合することを明らかにしたものであります。このようなサービス後退は許されないものではないでしょうか。

1点目に、このような地域の保健センター事業を廃止することは許されないと思いますが、統合の方向を改め、引き続き存続すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。同時に、現在の実績なり、統合計画案の内容についてお聞きしたいと思います。

最後、3点目に、農業施策についてであります。

ご承知のように、国民の食を支える日本農業の衰退が続いています。今や自給率は40%を切り、先進国では例のない低水準に落ち込んでいます。このような崩壊を一層進めたのが、1995年のWTO農業協定の受け入れであります。農業を犠牲にする貿易拡大で農産物の輸入自由化と価格保障の削減・廃止、価格を市場原理にゆだねる施策など、全面的な農業切り捨てが推進されてきました。このことにより、農産物の輸入はこの間、22%増加し、農業算出額は2兆円減ったと言われております。このように、自由化一辺倒の現農政では、農業や農家経営が成り立たないことも明らかであります。にもかかわらず、政府はアメリカ財界の意向を受け、農産物輸入を完全自由化し、残された農業をも一気に壊滅させかねない危険な道に、今踏み出そうとしています。このことは、本定例会にも提出されています請願でも明らかであります。政府はEPA・経済連携協定を推し進め、オーストラリアとの交渉でも見られるように、農産物の自由化で日本農業に重大な打撃を与えようとしています。さらに、政府の経済財政諮問会議ではさらなる改革と称し、農産物関税の撤廃・削減、家族経営を主体とする農地制度の解体などを求める報告を、今年5月にまとめています。この件では、農水省ですら、関税を完全撤廃したら、農業生産は3兆6,

000億円減少し、米生産額では90%減、約375万人の雇用が失われ、食料自給率は40%から12%に低下するという試算を公表しています。ところが、諮問会議のEPA、農業作業部会では、農業は結構残るじゃないか、いい線だと主張するなど、日本農業は異常な域に達していると言わなければなりません。そして、今回、一層の輸入拡大を前提に、農業の効率的な経営への改革と称して、その最大の手段とされているのが品目横断的経営安定対策であります。この施策が、アメリカや財界の意向を受け、農産物の自由化、中小農家の切り捨てが前提となっている限り、本来必要な日本農業の再生の道との矛盾は避けられません。

このことは、野洲市でも新たな農業施策に対して、この間市内で行われた行政懇談会でも、農業従事者の高齢化と後継者不足で先が見えない、担い手に対する施策をしてほしい小規模農家も営農を維持する対策をとるべきなど、深刻な声が寄せられています。また、去る10月13日には、野洲市農業委員会が市長に対して建議書を提出しています。この中では、高齢化、担い手不足、農産物の下落などで農業離れが進み、地域農業の維持が継続困難な状況として、これについても担い手の確保、育成支援、農地と環境の保全、地域農業への支援を要望する建議がされています。このように、今、行政はこれらの声に応える農政の推進が求められています。

そこで、この品目横断的経営安定対策を中心に若干お聞きいたしますが、政府が進めるこの品目横断対策は、ご承知のように原則4ヘクタールの認定農家及び20ヘクタール以上の集落営農組織の一部だけを担い手として、その他、多くの農家を助成対象から外そうとするものであります。

今年8月発表されました全国の加入状況は、昨年産の作付面積と比較して、小麦で93%、大豆で77%とされています。また、米については26%とされており、深刻な状況です。これを野洲市で見た場合、品目横断認定農家は37戸、集落営農組織は24組織、27集落であります。よって多くの農家が対象から外され、農業の存続に打撃を受けます。本来農業の担い手をふやし、日本農業を守ることが必要なのに、担い手を限定することは問題と言わなければなりません。

そもそも農業を取り巻く現状は、本市でも高齢化、後継者不足が深刻です。本市の農業従事者は平成2年で30アール以上を耕作する農家数が2,500戸、これが平成17年度では1,382戸まで減少しています。その主な減少は、1ヘクタール以下の農家です。加えて今回、品目横断対策となれば、一層、中小農家が切り捨てられ、農業を疲弊させる

ことは明らかであります。

次に、品目横断対策は、中小農家のみならず、対象の認定農家、集落営農においても農業経営に困難をもたらすということでもあります。ご承知のように、同対策により中小農家は外されますが、その中で、中小農家でなくても、例えば今年度米価は大幅な下落、再生産を保障する価格をも脅かしています。さらに、今回、小麦を概算払い60キロ900円と言われておりますが、手数料など経費を差し引くと900円と言われておりますが、ここに生産条件不利補正交付金、また野洲市の場合、反当たり2万5,000円が交付されるとありますが、また、毎年の生産費、品目に基づく支払い、つまりゲタ対策ですが、これが1俵当たり約2,000円が交付されますが、これに生産費やカントリ利用料など差し引くと、実質、収入が得られないのではないかという事態であります。

これらのことを考えますと、この品目横断対策に基づく認定農家、集落営農といえども安定経営、収入が、所得が得られないことを証明しています。以上、根本的に大きな問題を含む同対策であります。抜本的な見直しが必要であります。

そこで、1点目に、このような農政のもと、日本農業、そして本市農業を守るために、市長は政府にこの対策を抜本的に見直すべきことを主張すべきと考えますが、見解をお聞きします。

2点目に、本市の場合、先ほど言いましたこの対策、昨年度の作付面積と比較して、小麦、大豆、米等の比率はどうか。

同じく、同施策、同対策によって外される農家数は。

最後に、政府に主張すべきことは主張しつつ、本市として、先に言いました農業委員会なり行政懇談会でも出されております担い手支援への育成や、中小農家への独自支援・保障制度も検討すべきだと考えますが、これについての見解をお聞きいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 小菅議員、ご質問の1点目、企業立地促進法に基づく計画について、お答えをさせていただきます。

本年6月に企業立地促進法が施行され、本市が策定をいたしました基本計画が10月に滋賀県で初めて国の同意を受けました。このことによりまして、本市においては今後さらに企業誘致、産業集積を促進をいたしまして、地域経済の活性化と基盤強化を図る所存でございます。議員からは5項目のお尋ねがありましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目のまちの発展と活性化について、開発優先で企業誘致中心であるとのご指摘でございますが、野洲市のまちづくりの基本は、人権と環境でございます。これを柱に市民の協力のもと、まちづくりを進めております。企業も市民の一員でありますので、共に協働のまちづくりを進めることとなり、これが安定した活性化につながるものと認識をいたしております。

また、税収効果については、現時点では具体の誘致企業がまだございませんので、詳細な金額は計量をいたしておりませんが、今回の計画を策定した目的は、野洲市行政改革大綱及び野洲市財政健全化計画においてもご説明しておりますとおり、本市は合併後、10年から15年には合併の特例措置としての普通交付税が減少することから、この事態に備えて、今からしっかり税収確保対策をしていきたいと考えております。

第2点目の企業の社会的責任を明確にした規定を設けるべきとのことにつきましては、企業が進出される場合は、当然、企業に体力があるわけでございますし、私どもも企業の誘致に際しましては、将来とも野洲市の地域経済に貢献していただける企業を選択していきたいと存じますが、万が一の撤退ということになりますと、基本的には企業の経営上の問題であるため、市が規定をもって企業に約束させることは大変難しい問題でございます。もちろん、法人格を有する企業には、議員がおっしゃるとおり、社会的・地域的責任をも有するとの認識は同じでございますので、誘致企業の撤退という場合になればその都度対応していきたいと考えております。

第3点目のうち、新規雇用創出人数5,000人の内訳でございますが、現在、指定区域で操業されている企業では、村田製作所が約2,000人、オムロンが約1,000人と見込んでおりますが、両者とも、野洲市内の道路整備や交通渋滞対策が円滑に行われることが条件となろうと考えております。また、同じく指定区域の中にあります京セラ及びソニーについては、新規雇用目標として1,000人、さらに新たな5件の企業誘致として、1,000人の新規雇用を見込んでおるところでございます。

次に、安定雇用・正規雇用を定める規定が必要とのことでございますが、この計画により進出等される企業への支援措置をする中で、できるだけ多く正規雇用していただくよう求めていく予定をいたしております。

第4点目の基本計画の指定区域を市街化調整区域の農用地に求めていることにつきましては、本市の土地利用状況を勘案いたしますと、工場用地の確保につきましては、市街化調整区域に開発地域を求めざるを得ません。具体的には、指定区域の農地は野洲駅北口

周辺で21ヘクタール、篠原駅周辺地域で82ヘクタールございますが、この中から大規模工場用地として開発の可能性がある箇所をさらに絞り込んで作業を行いますので、ご指摘の野洲市の産業構造の大きな転換につながるというまではないと考えております。

なお、この絞り込みを行った用地につきましては、企業立地促進法の重点企業立地区域として基本計画に位置づけることにより、民間等による早期の開発が可能となるよう支援してまいりたいと考えております。

5点目の、IT企業の公害防止対策についてでございますが、有害物質による地下水汚染及び土壌汚染につきましては、国により環境基準が設定をされております。各企業はその防止に努めなければならないことは当然のことと考えております。加えて、本市におきましては、市内企業の環境保全の取り組みの一層の向上を図るため、野洲市の生活環境を守り育てる条例に基づき、市と企業との間で環境保全協定の締結を進めております。その中で、施設構造やモニタリングについて規定することで、未然防止を確実なものとするよう努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 小菅議員の、中主保健センター事業の存続についてお答えをいたします。

1点目の、中主保健センターの存続につきましては、合併後の検診業務等の統合により、合理的な財政運営が求められていることから、中主保健センターの有効活用について検討を進めているもので、保健事業の廃止については考えているものではありません。

2点目の保健事業の実績につきましては、週2回、母子手帳の発行業務、あるいは健康相談、健やか相談、発達相談、親子教室、1歳半健診、2歳半健診、3歳半健診、それからポリオワクチンの接種、またがん検診などの保健事業を実施しております。平成20年度も引き続き同様の事業を実施していく予定をしております。ただし、今後、幼児の健診については市全体の健診対象児の人数と、会場の収容能力、健診1回当たりの適正対象者、あるいは医師の出動状況などを総合的に鑑みて、野洲健康福祉センターへの合理的な統合を考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの議員の質問の中で、農業施策に関する質問に

関しまして、お答えいたします。

まず、1点目の品目横断的経営安定対策を抜本的に見直すことを主張すべきとのご提案でございますが、この対策は農産物生産条件の不利の補正や経営の安定対策を図ることを通じて、意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立する施策と認識してございます。この制度は、収入を保証するものではなく、麦と大豆の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えないと考えられる部分を交付するもので、産地づくり交付金が実質収入となりますので、結果的に、品目横断的経営安定対策と米政策が一体的に取り組みれることによりまして、高い効果が得られるものとなっております。

なお、現在、国におきましてこの制度の見直しが検討されておりますと仄聞しておりますので、今後注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の対象面積の比率についてでございますけれども、平成19年産の小麦と大豆はほぼ100%、品目横断的経営安定対策の対象となっております。なお、米の対象面積は約38%となっております。

次に、3点目の、現在加入されている農家についてであります。平成19年産の米の場合は、82名の農家が品目横断的経営安定対策の対象となっております。これ以外の1,619名がこの施策にまだ加入されておられません。

続きまして、4点目の本市としての支援策でございますけれども、担い手支援等につきましては、今後、先ほど申しました国の見直しの動向等を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） お聞きいたします。

1点目に、企業立地の問題であります。いろいろ言われましたが、基本的には将来の税収対策ということを言われたわけですが、もちろん、税収も含めていろいろあるわけですが、この問題を考える場合、もちろん、税収、雇用あるわけですが、先ほど言いましたように、まち全体の産業構造が今後どうするのか、あるいは誘致によるまちづ

くりがどうなるのか、その中で、新たな観点です。人の定住いうのもあると思うのです。誘致で雇用数はふえるけど、その方々が一定、まちに定住するかどうか、そういう観点も必要だと思うのです。その関係で、例えば、平成18年度の野洲市の統計書を見ますと、電子デバイス関係の雇用についての欄があるのですけれども、平成16年度では野洲市全体で2,794名でありまして、給与総額が204億円と書いてありました。それが、平成17年度では2,980人。しかし、給与総額は3億4,000万円と減っているわけなのです。これ、1人当たり55万ほど減収、収入が減っているわけなのです。これ、やはり分析は書いてないのですけれども、実態は派遣や臨時や請負がふえているから、給与総額が就労者がふえているにもかかわらず減っている可能性があるのです。言いたいのは、例えばこの間イオンもオープンしましたが、350人の雇用は、当然、大半がパート採用であります。言いたいのは、このように不安定雇用、非正規雇用では所得、つまりひいては税収も伸びない。さらに一步考えると、定住市民もふえないのです。非正規職員がふえると、そのまちに長く滞在しようとか、そこに定住しようとか考えないのです。だから、雇用5,000人と言うならば、企業に正規雇用を迫るべきだと言ったゆえんであります。

この点で、企業誘致で法人税とか固定資産税等々、議論されますが、このまちの活性化という点で、まちづくりの方向という関係で、今回の計画でどれぐらいの人口増を見込めるのか。これ、新たな考え方ですけど大事なことなのですよ。この考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、正規雇用を拡大することを考える場合、たまたま市のホームページ見ましたら、労働者と事業主との間の紛争など、労働に関する各種相談については下記の総合労働相談コーナーの案内にして下さいという項目が、最近、張りつけされました。結局、市自身も非正規雇用や労働条件、賃金など、これらの問題が多発していることを認めていると思うのです。昨今のこの労働状況の中で。だから、私は先ほど企業が進出するならば正規雇用をやはりきちっと企業に求める規則を、契約をきちっとすべきやと思うのです。それが企業立地法にはないのでお聞きしたわけでありまして、今言った例も含めて改めて検討してもらえないかお聞きしたいと思います。

それと2つ目は、市の均衡ある発展と開発が必要と言いましたが、昨日の一般質問でも、例えば三上の子どもが減少しているとか、これは三上だけではなく、篠原学区や兵主学区でも子どもはだんだん減っていています。市全体では、人口の増加傾向であります、周辺地域は減っています。そのうえ、高齢化と先ほど言いました中小農家の切り捨てで、

周辺と中心部の格差が広がっています。ですから、私は不均衡発展の開発では、絶対将来にひずみが出てくると思うのです。その点で、今回うまくいくと、先ほど言いました約110ヘクタールの農地がつぶれるわけなのですが、農業を一層、疲弊させるものではないかと考えるわけなのです。その点、どう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。この点では、今、約2,200ヘクタールの水田があるわけですが、そのうち110ヘクタールです。農地、開発されるとしても、この点、聞くところによりますと、農業委員会にもこの間、経過説明が全くなかったと聞いておりますが、その点どうなのか。

ということは、やはり農業を守るという観点が弱いように思うのですが、均衡ある発展との関係で、この点、お聞きしておきたいと思います。

それと、保健センターの件ですが、先ほど、答弁、ちょっとよくわからないところがあったのですが、財政健全化計画の年次別実行プログラムの実行状況です。ここには、中主保健センターの有効活用という欄で、保健センターは国の特定補助金施設だから、センターそのものは廃止できない。だから、方向として教育・福祉等の施設として有効活用するとして、具体的には中主保健センター事業の年次的・段階的な統合と書いてあります。これは、誰がどう読んでも野洲保健センターに、今やっている保健事業を一本化するように見えるのです。誰が見てもそうやと思うのですが、この時点では、中主の保健センター事業を野洲に一本化するつもりで検討したわけではないのですか。ちょっとその点、経過ですね。

先ほど、引き続き事業を実施すると言われたのでそれでいいのですが、このプログラムをつくった段階から、現在、変わったのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。この件では、先ほど言いましたように、合併協議会の施策・制度の調整結果では、健康相談、乳幼児健診等々は両センターで実施すると、調整結果で決定されておりますので、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

それと、3点目の農業問題であります。これも全体としてはまだまだ国の農政の方向が定まらないから、もうちょっとはっきりした答弁なかったと思うのですが、やはり市がもっと問題意識持ちまして、当然、国に主張すべきことは主張すると同時に、市としても問題意識持って独自の対策必要やと思うのです。現実、この品目横断実施されて、中小農家そのものは、これもさっき言いましたように、大規模農家においても経営を困難にします。これ、もう平成2年度比で農家数は約1,200減っている。多くは1ヘクタール以下の農家です。これは集約化が進んでいるわけですが、しかし、一方、

規模拡大の認定農家にしても米価下落で収入が落ちるだろう。先ほど、答弁では、小麦、大豆はほぼ100%。しかし、米については約38%、よって約60%の農家は今回、国のこの施策から外れるわけなのです。だから、現在のこの国の農政と、そして、この品目横断が進めば、一層、野洲において農家の減少、ひいては野洲市農業の維持・継続が困難と。品目横断の認定農家が37戸、特定農業団体が24組織、27集落。これ、例えば今年的小麦で見ますと、多くのところは集落営農でカバーできないところは、多く認定農家が請負されて、大変な努力されているのです。それで、ちょっとお聞きしたいのですが、市は集落営農の組織化を指導されていると思うのですけれども、今後、組織化の見通し、まだ半分ぐらいにも達してへんと思うのですけれども、この見通し、どうなのかお聞きしたいと思います。

それともう一つ、この集落営農特定農業団体は、5年で法人化が義務づけられていますが、これ、11月8日の農業新聞の全国調査があったわけですが、5年後の法人化は難しいという回答をしている団体が約9割なのです。ほとんどのところは、今、集落営農と云って、高齢化なり、いろんな問題で団体の維持は本当に大変やと、こういう回答されているのですけれども、法人化の見通し、市としてはどう持っておられるのか。これ、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それで、もう一つ、具体的にお聞きしたいわけですが、これまでの個別品目の保証制度ですが、これは小麦、大豆、横断的に保証するのが今回の新たな制度だと思うのですけれども、収入の変動、下落による影響緩和のためのナラシ対策、それと過去3年間の生産実績に基づき交付されるゲタ対策、これは反当たり野洲市の場合が2万5,238円、ちょっと間違っているかわからないのですが、それと毎年の生産費や品質に基づいて交付される黄ゲタ、これは1俵当たり、1等で2,000円ほどだと思うのですけれども、これが主な品目横断だと思うのですけれども、そのほかに産地づくり交付金もあるわけですが、今年、これだけ米や麦が下落する中で、先ほど小麦の例言いましたが、生産費などを見れば、品目横断対策でも、とてもやないけどやっつけられない。ナラシ対策、ゲタ対策では、収入が、所得が保障されない。これは、まだまだ不確定ですが、本年度の野洲市の場合、どう見ておられるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

そういう意味で、2つ目に抜本的な保障対策、だからこそさっき見直しが必要と言いましたが、市はこういうことも含めて、国に対しても主張されないのか。これについて、ナラシ対策、ゲタ対策についてどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思

ます。

最後に、品目横断では大変なのですけども、農業委員会の建議書や行政懇談会で支援策を要望されていますが、市はきちっとした回答をされてないと思うのです。冷たい、抽象的な回答されているのです。それどころか、これまでの幾つかの補助を廃止されています。特産米生産の4団体への補助とか、そういうのを削減されているわけですけども、野洲ではいろんな特産米をつくっているところもあるし、そういうなのとか、集落営農への農機具の更新とか、いろんな若者への支援対策とかせなあかんと思うのです。そういうなのに対し、市独自のやつを、これまで廃止やなくて、もっと充実せなあかんと思うのですけど、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 小菅議員の、企業立地に関してのご質問にお答えをさせていただきます。まず、企業立地による定住人口の増はどれぐらいかということでございますが、まちづくりによる人口増は総合計画等では見込んでございますが、企業誘致による定住人口には見込んでございません。

それから、正規雇用についてでございますが、これにつきましては、正規雇用の推進による安定的雇用の提供は、本市の持続的な経済発展において極めて重要なことと考えてございます。今回の計画にある企業誘致は、雇用機会の創出だけではなく、市の財政基盤の強化並びに産業経済の活性化を目的としているものでして、これらの目的を達成するためには、計画目標に定めた企業立地により、新たな企業活動を生むことを期待いたしております。先ほどの答弁でも申し上げましたように、私どもも、非正規社員や派遣社員がふえていくことは好ましいとは思っておりません。企業誘致にあたりましては税収効果につながるものが極めて重要でございますので、社員の皆様にはできる限り野洲市に居住していただけるよう働きかけることが必要であると考えてございます。

また、業務委託、すなわち請負による労働者、いわゆる会社の社員ではございませんので、委託業者が野洲市の業者でない限り市に税を納めることはありませんので、その点もしっかりと押さえて、企業さんには正規社員の採用を求めていると考えております。

それから、発達によって不均衡が生じるのではないかというふうなことでございますが、これは、以前、私の方からお答えを申し上げたと思うのですが、2町が合併をいたしております。それぞれ核がございましたが、新しく1つの市になりました。これは、市全体として、まちづくりを考えるべきであろうかというふうに思っておりますし、その中ではや

っぱり、開発すべき区域、それから保全すべき区域、当然、これはまちづくりとして考えていくべきではなかろうかなというふうに思っておりますので、この保全区域の方での農業政策については高度利用等を行いまして、産業の均衡が崩れないような施策も必要であろうかというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 小菅委員の、中主保健センターの再質問にお答えさせていただきます。

財政健全化の実行プログラムの経過と、これ以降、変わったのかとこういうご質問でございますけれども、健全化計画につきましては、合併後は事務事業の効率化という観点から、再度、利用状況等の検証を行い、可能であれば事業の統合も視野に入れ、その是非を判断するというところで記載しているものでございます。保健センターは、先ほど言われましたように、国の補助金を受けており、施設の廃止は困難であると認識をしております。事業の統合よりも施設の運用活用、いわゆる施設管理についての観点から検討を進めているとこういう状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 先ほどの小菅委員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず最初に、市が問題意識を持って対策を行うべきということでご意見をいただきました。個々の課題につきまして、議員と認識が一致するところと違うところがありますので、個別にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、品目横断的経営安定対策についてでございますけれども、これについては、その前提でございます農業従事者の減少、それから高齢化等によって農業が弱くなっていると。だから、これに対して対策を打たないといけないところまではご一緒かと思っておりますけれども、すべての農家を救済すべきかという点につきましては、私どもはまさにほっておくとどんどん減っていく農家さんを、体制を強化していくというためには、すべての農業者を対象として行うのではなくて、やはり意欲と能力のある担い手に対象を限定して支援を行って、その経営の安定を図るということで、体質が強化されるのではないかとこのように考えてございます。

先ほど、議員の方から農業委員会の建議の引用をいただきました。地域農業の維持・継続が困難な状況となっていますということで引用をいただきましたが、例えば先ほどの建議におきましても、後ろの方に書いてある建議の具体的な中身としましては、認定農業者及び特定農業団体等、これは担い手と言われている方々ですが、に対し、平成19年度から実施されている品目横断的経営安定対策のうち、水環境保全対策に対する指導強化を図りたいという建議でございまして、前提を引用されたわけですが、そこで具体的に建議されているところというのは、議員のご意見と異なるのではないかというふうに考えてございます。

それから、今後の集落営農の見通しでございまして。これについては、議員の方から、ただいま5年後の法人化ということが前提になっているが、これは難しいというアンケート結果があるというご指摘をいただきました。これにつきましては、私ども議員と同じく市内の、今、現行進めておる各団体からかなり難しいというご意見はいただいています。これについては私どもも何らかの支援が必要ではないかというふうに考えてございまして、この点は議員と意見を同じくするところでございます。ただ、その支援をどういうふうにしていくのかという点につきましては、先ほども申しましたが、国等の施策の見直し等も進んでおります中で、本市として独自にどうしていくかというところ辺につきましては、また今後考えさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、収入の変動に対して安定対策を行っているという点で、幾つかご意見をいただきました。それで、まず安定対策は、そもそも論としまして、農産物の価格につきまして、役所がそれを操作するのではなくて、農産物の価格は市場の評価にゆだねるということを中心とした上で、価格や数量の大幅な変動による収入の減少を緩和するというところでつくられた施策でございまして。ですから、そもそも一定の収入を保障するということを役所が行うものではないということで、まずご理解いただきたいと思います。

とはいえ、過年度の収入9割について、農業者と、それから役所の方で拠出した金額で補償していくという制度でございまして、かなりいい制度ではないかというふうに考えております。金額につきましては、後ほど次長の方からご説明申し上げます。

私の方からは以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹内睦夫君） それでは、小菅議員の再質問の中で、先ほど緑ゲタ等の話があったので、その金額を言わせていただきます。

緑ゲタの場合につきましては、麦については野洲市では2万5,238円、これは1反当たりというふうになっております。大豆では1万9,732円というふうになっております。

黄ゲタの方では、これはその等級にもいろいろよるのですが、麦の場合につきましては、野洲市では、たんぱく含有だとかそうした問題、品質にもよりますので、1等のCの場合では1,460円、Aの場合では2,110円と、こういうランクありますので、野洲市の場合は1,460円というふうなものを想定しております。大豆は1等で3,168円、2等で2,736円というふうな形で、想定といたしましては2等を想定しているというふうな状況でございます。

そして、最後の質問の方で、いろいろ補助を廃止したというふうなことをおっしゃいましたが、これにつきましては、旧中主町、旧野洲町で、そのまま各種農業団体に補助した分、特に運営補助というふうな形で補助をしておったのですが、これを今後は事業補助として切り替えていくために、今回、一律補助を打ち切ったというふうな形でございますので、今後、20年度からは各団体が行われる農業振興に対しての事業に対して補助をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（林 克君） 次に、通告第12号、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。本日は2点について質問いたします。

まず、居住環境の整備とまちづくりについてという課題で、当市は人口の流入によって発展してきたまちであります。残念ながら昨今は、湖南の各市に比較して停滞気味の感があります。一方で、企業の誘致には比較的恵まれた環境にあつて、優良な企業で多くの若い人たちが働いています。また、独身寮もあつて多くの若い人たちが居住しています。企業が当市に求めることは、働く人の労働力の提供であり、働く人たちが安心して定住できる住環境の整備やまちづくりであります。企業で働く若い人たちが結婚して、将来のライフサイクルを当市に求めたいと考える、良好な住宅環境の提供は、少子化に対する施策として最も効果的な手段であると考えます。

一方で、バブルの時代に住宅を購入して移り住んだ方々は、今や子どもたちが家を離れ、高齢者だけのまちとなりました。近江富士や七軒場などの住宅団地への高齢者向けの住宅施策は、将来への安心な施策となり、あわせて若い人たちが移り住んでいただける安心な住環境を提供する施策ともなります。このような観点から、以下の内容について質問いた

します。

1、バブルの時代に開発された住宅団地は、高齢化の大きな波の中にあります。一戸建ての住居に居住する高齢者への施策として、国によって進められている住宅住み替え制度への取り組みはどのように進められているのかお尋ねいたします。

2番目、市営住宅を新たに建設して、住宅住み替え制度を運用することは大きな財源を伴うこととなります。民間活力を図る観点からも、借上げの市営住宅制度と高齢者に対する住宅住み替え制度を整備することは新たなまちづくりが進められると考えますが、見解をお尋ねいたします。

3番目、少子化対策の重要な施策として、市内の企業で働く若い人たちへの職住近接の環境として、市内で安心、良好な住宅を提供する住宅開発を継続的に進めるべきであると考えますが、将来展望をお伺いいたします。

4番目、現状のままでは居住を他のまちに求める若い人たちの流出は避けられないのではないのでしょうか。まちの発展は草津市や栗東市に見られるように、若い人たちが住みやすいまち、住んでみたいまちと魅力のある住環境の整備と供給が重要なポイントとなります。いかに進められる所存か、お尋ねいたします。

次に、指定管理者制度と施設管理のあり方についてお尋ねいたします。

指定管理者制度の導入によって多くの施設を民間の管理にゆだねていますが、指定管理者制度の契約内容において、施設の維持管理は必ずしも十分であるとは感じられません。特に、建設から一定期間が経過している施設については、大規模改修等の必要性も生じてきていますが、日常的な維持管理と定期的な補修や改修の考え方について、お尋ねいたします。

1番目、基本的に施設の維持管理は、運営管理を委託している当局、すなわち施設を保有している側にあると考えますが、費用、補修内容によって具体的にどのような契約になっているのか、お伺いいたします。

2番目、指定管理者制度の運用によって委託している施設の管理部門は、教育委員会や市民健康福祉部、都市建設部、総務部と多岐に分かれています。指定管理者制度によって運営管理を委託している施設の維持管理に対しては、各部門がそれぞれに行わず、管理レベルの向上や事務の効率化を図る観点から、専門家による集中管理を行うことはできないのでしょうか。集中管理に移行する段階は、指定管理者制度に移行した時点で、施設の個別管理から集中管理に移すようにします。このように、部門の枠を超えて仕事を行うことは、

費用や仕事の進め方の効率化を目指すこととなって、行財政改革の一端となります。管理ロスの低減や維持管理にかかる費用の低減を効果的に行える集中管理方式の考え方や取り組みについて、見解をお尋ねいたします。

3番目、指定管理者制度で認可している施設において、整備を必要としている施設の現状について、これからの整備計画とその内容についてお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、私の方から、住環境の整備とまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の国の住み替え制度につきましては、国の基金と民間企業の出資による有限責任中間法人移住と言いまして、住み移るといふ、住み替え支援機構が昨年4月に設立され、平成18年10月1日から事業を開始されております。平成20年度までをモデル事業期間として位置付け、現在のところ、首都圏のみということでは1都3県のみで展開をされております。

実績といたしましては、登録は1,000件を超えておりますが、契約は20件余りでございます。なお、事業の全国展開は平成20年度からとなり、今のところ、全国展開に向けたシステムの構築の準備段階にありまして、既に登録は全国から当該支援機構へのホームページを通じてできますが、契約までの支援体制は平成20年以降となります。つきましては、国の支援機構による住み替え制度の照会を行い、当該制度についての市民への普及をしてみたいと考えております。

第2点目の市営住宅の建設につきましては、入居者の所得制限や入居条件が一般賃貸住宅に入居できない方を対象に整備しております。民間住宅を借り上げた高齢者向け住み替え制度の併用につきましては、公営住宅としての範囲を超える施策でありまして、民間事業者への協力をお願いする考えであります。なお、今後、この国の支援機構による住み替え制度における平成20年度からの全国展開の動向を見ながら、野洲市としての高齢者の住み替え支援を行うための住宅施策のあり方を検討してみたいと考えております。

次に、3点目及び4点目の本市の住宅開発及び住環境整備についてであります。議員ご指摘のように、若い人たちの働く場を確保し、定住化を促進することが長期的な本市の活性化につながるものと認識しており、重要な課題であると考えます。今後も引き続き、土地区画整理事業の推進、また、民間活力をお借りしながら、まちづくりを推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、若い人たちが求める魅力ある住環境とは何か。その価値観は、例えば、自然、生活や教育の環境、まちのにぎわい、あるいは閑静なまち、子育ての支援、福祉の充実など多種多様であります。若い世代の定住促進を図ることで、まちに活気とさらなる発展に結びつきますことから、昨年度、策定いたしました総合計画、国土利用計画、あるいは都市計画マスタープランの具現化を図りたく考えております。

こうしたことから、今後も引き続き、魅力ある住環境の整備に向け、野洲駅南口の整備をはじめ、土地区画整理事業の推進、また民間開発の誘導を図り、活力ある都市づくりを努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） それでは、本田議員の第2点目の指定管理者制度と施設管理のあり方についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、施設の維持管理に関してのご質問につきましては、議員ご指摘のとおり、施設の設置者でございます市に最終的な責任があると考えております。

次に、費用・補修内容に関するご質問でございますが、指定管理者制度を導入していません施設につきましては、小規模な修繕については市と指定管理者が締結しております指定管理業務に関する基本協定書または指定管理に関する年度協定書に基づき、指定管理者が実施することとなっております。具体的には、文化・スポーツ施設につきましては1件50万円未満、社会福祉・児童福祉施設及びコミュニティセンターにつきましては、1件10万円の修繕は、指定管理者の方で実施することとなっておりますが、当該経費につきましては、原則的に委託費用の中で見積もっているところでございます。

次に、2点目の専門家による集中管理についてでございますが、指定管理者制度を導入している施設につきましては、定期的な法定点検や設備等の維持管理をお願いしておりますが、総合的な点検等は各所管で行っているのが現状でございます。議員からご意見をいただいております専門家による集中管理、いわゆる部門を横断して専門的な知識を有する職員が、すべての公共施設の管理を行うことは、効率的な行政運営やコスト削減に資するものと考えられます。また、この件につきましては、市の直営施設の管理に関しましても当てはまるものでございます。しかし、この実施にあたりましては、人的な問題が生じますことから、しばらく検討の期間をいただきたいと思います。

続いて、3点目の整備を必要としている施設の状況についてでございますが、指定管理者

制度導入済みの施設の中でも特に文化・体育施設につきましては、建設以来15年以上が経過している状況でございます。そこで、施設の修繕につきましては、近年では一部の施設で空調設備の改修等を実施しております。議員ご指摘のとおり、計画的な修繕計画の立案と工事の執行につきましては、現状では整備計画は策定しておりませんが、今後、総合計画の実施計画、いわゆるローリング計画の中で、財政状況を見極めながら検討を加えてまいりたいと考えております。

以上、本田議員の指定管理者制度に関する答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 住宅施策について、当市では本年3月にこのような野洲市地域住宅計画なるものがまとめられております。この中を見ますと、私が質問した内容というのはすべて網羅されておる状況にありますが、ただ、これを具現化する手段というのはまだ何も出ていないし、答弁にありましたように、国の施策だから一歩引いて考えているよという考え方では決してうまくいかないわけです。もう一歩突っ込んで取り組んでいただくという姿勢が大事ではないか。特に高齢者住宅については、私たちのこの野洲市においては、利用する土地が非常に少ない、住宅として提供するにもやはり少ない状況にあるかと思えます。そうしますと、今ある住宅、建っている場所、ここの土地の循環利用をするといった考え方に立ちますと、住み替え制度というのはまさにそのとおりの施策であります。

ということは、若い人たちは多少不便でも、車を利用すれば住むことができる。そして、広い家が必要である。一方、高齢者の皆さんは、マンションに移り住んでも役所や買い物や病院に便利な場所に住みたいと、こういう願いがあるわけです。この両者が相まって、相互に利用し合える施策を展開するのが行政の役目であり、今の住み替え制度であろうと。このまとめられた冊子の中にも、既に住み替え制度といった形で提示されております。まちとしても取り組むべき課題であるという認識であろうかと思えます。

そういったときに、やはり民間活力を利用していく、民間の皆さんが中心地に家をお建てになる、こういったことをサポートしながら家賃補助等を行っている事業もあるわけですから。こういった施策を展開していくことがまちの発展につながる。これから本当にどう具現化していくのかといったことについて、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

良好な住宅団地として開発されました近江富士団地も、今や高齢化というよりは、もう高齢のまちになりつつあります。そして、残念ながら、当初は大変良好な住宅団地であり

ましたけども、今や生命線であったスーパーマーケットもなくなりました。車社会を利用することができない高齢者は、住みにくいまちとなっております。この経過は市長が一番よくご存知である。この原因の1つには、やはり企業が社会的責任を果たし得なかった、果たしてくれなかった、このことが大きな要因であることは、疑う余地はございません。

同じような住宅団地で、草津市にあります桜ヶ丘団地というのが、実はあるメーカーがスーパーを経営しておりましたけれども、全体的な経営不安の中から閉鎖されました。しかし、社会的責任を果たすこととして、新しいスーパーを誘致されました。そこに住まわれている方々は、大変不便な地域でありますけれども、やはり生き生きとして生活が営まれております。この差がやはり、まちが協働して住宅開発を行うとき誰を選ぶかと。このことも重要なポイントであろうかと思えます。

今後、いい住宅開発をしていかないと、今既にこのまちに働いていただいている若い方々も住宅が求められない。独身でお住まいの方々もよその土地に住宅を求めなきゃいけないというのは、もう現実の姿となって、声となって、私どもの手元へ届いております。このことは行政として、早急に取り組んでいかねばならない課題ではないか。

ただ、先ほどからお話のある国の施策に乗って、企業立地促進法で活性化していくのやと、企業を誘致するのや。これだけでは、まちは全然活性化しないのです。そこで働く人たちが住んでくれる、住んだ人たちがまちを元気にしてくれる。少子化対策にもなる、高齢対策にもなる、こういった形で取り組んでいただくことが最もベターな施策の展開であるわけです。

いろんな条件の厳しさはありますけれども、何とか若い人たちがここに住んでくれる、そして総合発展計画の中に15年後、平成32年には5万9,000人とありますけれども、このままでは減少することはあってもそんなに極端にふえることはないのじゃないか、そういった予測もできる。こんな観点から、住宅施策をもっともっと、まちの施策の重要な位置付けをしていただきたいと思いますと思うのですが、市長に見解をお尋ねいたします。

指定管理者制度で施設管理の中で、先日プールが故障して、1カ月間停止するというような事態が発生しましたが、プールのところのホールは、大きな雨漏りがしていることは多分、皆さんご存知でしょう。ブルーシートをかけて急場しのぎをされておりますが、これは大屋根ではなく、中間のベランダ風なところの陸屋根の雨漏りであります。これは、施設の管理が過去十分ではなかったと判断せざるを得ないのじゃないか。防水シートの交換であるとか、処理であるとか、そういったことが行われないうまま今日を迎えられた結果

であろうと。早急に対策を立てねばならないはずなのです。広い面積ですから、防水シートを張った方がいいのか、そこの部分だけ屋根をかけた方がいいのか、これはコストとのバランスであります。しかし、このことを施設を保有する側として検討していただかなきゃならない。そして、市民の皆さんが日常出入りする場所でありますから、早急に対策をとっていかねばならないと考えるのですけども、このことについてはどのような判断を持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

あわせて、施設管理で費用的な押しつけはないのか。また、先ほど、50万であったり10万といった一定の金額が示されましたけれども、これ1件当たりです。それが10件にもなってもそのまま負担しなきゃいけないのか。総額管理はどの程度までのことを考えて契約を交わされているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 再質問の2点目の総額管理の方の関係にご答弁をさせていただきます。

指定管理者の業務に関する基本協定書では、基本的に大規模改築あるいは改造もしくは修繕等が必要な場合は、甲乙協議して決定するものとするという規定がございます。これに基づきまして、協議結果によって一部、指定管理者が負担している施設もあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 本田議員の住宅施策の再質問にお答えしたいと思います。

議員からもご指摘ありましたように、昨年度策定いたしました野洲市の地域住宅計画、これの計画をつくりながらまだ具体的な方策等は、今現在検討しております。そうした中に、議員おっしゃるように、住宅施策を重点施策として取り上げ、今後検討してまいりたいと思いますが、以前でございますが、1つの高齢者向けの住宅対策の対応といたしまして、平成16年度でございますが、高齢者の住居の安定確保ということで、国・県の補助をいただきながら、野洲に大きな家の供給事業ということで、小篠原に16年度に21戸の住宅を民間で建てていただきまして、その建設の一部補助、あるいは家賃補助等もやっているのが現状でございます。

そしてまた、今18年度から始まっております住み替え機構の1つでございます国の住宅を借り上げるには1つの条件があります。やはり議員もおっしゃるように、安心・安全

な住宅ということで、ここの住宅を借り上げる場合には、やはり住んでおられた方が1つは耐震対処というか、そのことを済まされた住宅を登録していただくということでございますので、今後、そうしたものも研究しながら、20年度から展開されます情報をより早くキャッチしながら、よりよい住宅施策等に進めてまいりたいと思います。

また、住宅開発につきましても、私どもも、民間活力あるいは市で進めております地区画整理事業の推進を進めながら、さらなる、それぞれ若い方が住んでいただける住宅施策に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育部次長。

○教育部次長（船橋登志夫君） 本田議員のプールの、ちょうど券売機の上あたりの雨漏りに関しますご質問と、そして、今回のボイラー修繕に関して、押し付け的な修繕がなかったかという2点につきまして、答弁を申し上げたいと思っております。

プールの券売機のちょうど天井部分から若干の雨漏りがしておりまして、その修繕要望はかねてから聞いておりまして、陸屋根状態でございますので、屋上防水のやり替えを行うのか、あるいは思い切って上屋をかけるのかという部分につきまして、現場と協議しながら予算協議をして取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の、今般の約1カ月以上に及びます休館中の修繕は、確かに事業団の費用負担で行っていただきました部分があります。1つは、ろ過器内の砂の入れ替え、そしてろ過器本体内側の塗装、この約231万円、そしてプール本体の全面塗り替え、これで562万円、そして暖房室と言いまして、サウナのようなところがありますけれども、その機器修繕、ベンチ等の修繕93万円ということでございますけれども、これはいずれも事業団と協議を行っている中で、事業団の申し入れと言いますか、この機会を利用して、今までの蓄えを取り崩してでもやりたいということと、こちら側もそれならお願いをしたいという協議のもとに行われたものでございまして、決して市が押し付けたものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 住環境の問題で質問をいただいているのですが、おっしゃるように、若者が住みたい、そして子どもを立派に育てていくという、こういうことが1つのまちづくりの基本ではないか。こういうことからいきますと、合併の当時につくりまし

た新市まちづくり計画、これが根本になっていけないと思います。先ほどから、部長が答えておりますが、そういうことをするについて、まずやっぱり土地利用の問題が、野洲市の場合は非常に大きな課題になってございます。だから、私は県等の話し合いの中で絶えず、用途区域の見直しを基本にやっていけないであろう。先ほどから出ております農業問題等もあるのですが、やっぱりおいしい米のとれるところは米がとれる場所、それ以上に土地利用の経済効果がある土地については転用もしていかないとしようがない、こういう思いをいたしております。そういうことで、県に言い方としては、それを要望すると一連の国土交通省の基準にしたがって土木部長がお答えになるのです。それはよくわかっていますと。5年に一遍の見直し、ましてここは大津湖南都市計画区域に入っていますから、大津、草津の方が大体いいところをお取りなので、人口密度が高いからこれは仕方ないことなのですが、それではいけないのではないかと。

そこで、質問をするのは、私、総務部長に質問するのです。なぜ合併やったのかということをおね。なぜ合併させたのや、合併は何やったのや。鳴り物入りで華々しく合併をさせて、合併をした後、何も県は施策を講じてくれない。我々が新しいまちづくりをしようとしたときに、この図面でもありますように3つの拠点をつなぐのやと、こういうことを申し上げています。そういうことの実現をしてくれるのはどこや。国土交通省は一遍のルールで、物差しではかってくるでしょう。しかし、滋賀県のまちづくりをどうしようというときには、総務部が先頭に立って我々のまちづくりの方策を探ってもらわないといけない、絶えずこういうことを申し上げております。それが、いよいよ実現しまして、この12月の25日に合併した市だけ集めるのです。そんなもの遅い。合併して3年たつたのや。いよいよそれぞれの個々のまちづくりの根幹となる計画はつくったのですから、これをつくるまでに県が集めて、いろんな要望、課題を汲んで県が施策を講じないといけない。おそくとも集めてくれるということは、それだけ進歩だと思いますが、そういう場所で、我々が抱えます課題を県にあるいは国に要望して、そしてまちづくりをつくるようにしていきたい。そうでなかったら、合併した効果が出ないではないか。野洲市の国土がよくなることが、ひいては県、国土がよくなっていくのやと、こういうこと。

そして、もう一つ、私が絶えず申し上げていますのは、これだけの琵琶湖線の沿線のまちには、皆これを考えているのです。これだけの立派な電車を走らせて、時間も短縮して走って大阪まで57分。それだけの地域にある者が住環境については全くゼロじゃないかと。米原駅から、米原もこれを言うのですが、米原から京都までの間はまちづくりについて考

えていかないといけない。幸い、JRは山手を走ってますから、湖側はやっぱり美田を残して、近江米の産地としても残していかないといけないと、こういうような思いでやっております。

そこで、合併した町村の課題を聞こうということで集めてくれますので、そういうことも意図しながらやっていこうということと、もう一つ、忘れましたが、大津湖南都市計画区域から合併したところは別個に扱えと。野洲市を1つの区域としてみなし、そうでないとまちづくりは本来のまちづくりができないということでございまして、せっかくのこういう計画ができてますので、これに沿ったまちづくりをしていきたいという思いをいたしております。

小菅さんのときは、私、答えませんでしたけど、小菅さんの質問の中にもいろいろありましたけども、こういうときには3つの拠点を言っているのです。JRの野洲駅、篠原駅、そして西河原、これだけの3つの拠点を結んでまちづくりしていこうということをこのときはっきり申し上げております。それによって今の企業誘致法の指定を受けておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 市長の思いは、合併以前からそのことは盛んに申されておりましたし、合併したら、我々が決定していくぐらいの権限を与えてもらうのやということをおっしゃっていた、まさに今の通りかと思うのですが、ただおくれますと人は待ってくれませんので、速やかな計画の具現化が必要である、このように思うわけです。特に、この中にもありますように、三上や篠原という地域は、年齢別人口構成を見ても、過去5年間で低下していつている地域なのです。そのことが子どもたちの小学校の在籍数にもあらわれている。そうしますと、こういう格差をなくすための施策もこの中に盛り込んでいただかなきゃいけない。そして、いい居住環境を提供していくということを考えていただかねばならない。

我々が住むについて、単なる住むのにええなということとあわせて、生活するのにも便利やと、こんなことも考えていただかないと。住むのにはええけども不便やわなとなりますと、これは同じ過去の過ちを繰り返す。年がいきますと住みにくいまちになってしまうということになりますので、そういった環境を含めて、この住宅計画をいかに今後、まとめられる所存なのか、最後にお伺いしたい。日程的なものを含めて、目標を含めて提示を

お願いしたいと思います。

指定管理者制度の運用につきましては、先ほど次長の方からありましたプールの一定的な管理、これは協議をされて行われたとは聞いておりますが、今後、やはりこういったことは定期的に管理をすべき項目ではなかったのかなど。たまたまプールが一定期間とまったからやったということであって、こういったことは定期的に行うべき課題であろうと。そうしますと、この時点から将来見て、やはりどれぐらいの期間でやっていかねばならないのかと、こういった協議をし、予算化していくことも大事なことです。これは単に、体育館のみに限らず、文化ホールも同じような状態となるはずなのです。以前は屋根の雨漏りもあったわけですから、大屋根の方の問題というのもあります。ここも同様に、定期的な管理をしていかないと、ある日突然、大規模改修しなきゃいけないという状態出てくるわけなのです。そういった総合的な管理指標といったものをまとめていただかなきゃいけない。それぞれの部門がまとめて集中管理なさるのか、一定の集中管理的な指標を用いてお互いが情報を持ち寄っておやりになるのか、これは最も効率的な方法で行っていただきたい、思うのですけども、このことについて今後、どのように取り組まれるのか。要は整備計画含めた指定管理者制度の運用施設、これについての取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 本田議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

この野洲市の地域住宅計画であります。これは、昨年度つくりまして、平成27年度を目標にした計画でございます。議員おっしゃるように、今までの計画は企画だけということで、それでは進行管理まではいっていないところが欠点だと思います。そうしたことを踏まえまして、この計画についても、進行管理を図りながら策定していきたいと思いますが、今具体的にどのようなということではございませんが、今後、早急に検討しながらこの計画を着実に進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部次長。

○教育部次長（船橋登志夫君） それでは、本田議員の指定管理者によります管理を行っております施設の今後の定期的な管理のあり方についてでございますけども、お答えをしたいと思います。

確かに今般、約1カ月を超す休業という形で、利用者の方に非常にご迷惑をおかけをしたと、このことを反省いたしまして、当然、各施設には法定点検を実施しているものもあ

りますれば、そうでない、例えば空調設備あるいは屋上防水等ございます。一番古い施設ですともう20年を経過しておりますし、一番、体育施設で新しいものでも15年は経過しているということで、議員ご指摘のように、やはり当然、耐用年数、それぞれの施設、設備がございますので、事業団と協議をいたしながら、計画立案はまずしていきたいと。それに対する財政的な措置とか、今般のようにどうしても対症療法的というようなご指摘もあらうと思いますけれども、民間のように減価償却引当金とかの制度がございませんので、なかなか実際、壊れてからという対応は歯がゆい思いをされると思いますけれども、できるだけそういうような、今般のような大きな修繕に至らない時点での修繕計画を立案してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 次に、通告第13号、第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） 23番、河野でございます。時間といたしましたら4時ということで、お疲れのところでございますけれども、しばらく時間をいただきたい。

また、質問要旨出させていただきました野洲川西詰、また野洲駅前の問題でございます。聞く皆さん、耳にたこができるかなとこのように思いますけれども、私も口にたこができています。それをちょっと辛抱いたしまして質問をさせていただきたい、このように思います。

まず、第1点目の県道小島野洲、いわゆる野洲川橋西詰の交差点の改良の問題でございます。これは何遍も申し上げたところでございますけれども、数カ月前ですけれども、これ、交通対策特別委員会を開催をされまして、その中での資料がございます。これをひとつ、年末ということで検証していきたい、このように思います。その資料をちょっと読ませていただきたいと思います。

18年度末までに改良工事が実施可能となる交差点の形態が決定している。19年度です、今、決定をしております。ここにこの資料といたしますけれども。また、県において19年度にて必要な調査業務への取り組みがなされた。今、その最中、このように思いますけれども、そしてまた、野洲市において当該改良に伴い、連動しての改良が必要となる関係市道への対応策について検討中と、これも今検討中ということです。数カ月前です、今、それから3カ月ほど経過しておりますので、もうほぼでき上がっているとこのように思いますので。

今後の予定、県における今後の具体的なスケジュールは未定であるけれども、新年度で

の測量、現地調査などに係る予算確保を県に対して要望をするということです。要望は何回かされているかなと思いますけれども、現状をお聞かせいただきたい。

そしてまた、必要となる市道の改良については、20年度に必要予算の計上を目指す。来年度です。そして、課題という中で、改良に際して条件となる野洲川橋から市道野洲川左岸線への進入禁止について対応が可能かどうか。これは、公安委員会等との協議をするということですが、その結果もひとつあわせてお聞きをしたいと思います。

この問題、大変野洲市の中でも本当に交通安全の面で、一番危険度の高いというように私も書いておりますけれども、そのような位置付けをしております。十数年間、要望をされている、そしてまたいろいろ関係機関とも検討をしてきたという流れでございますけれども、十数年を経過してしまった。これは、一刻も、まだまだ野洲市民、当然忘れておられません。早く何とかならんか、今でもおっしゃっておられるし、これは当然、早急に取り組むということでございますので、このような来年度には必要予算の計上を目指すということを書かれておりますので、これも期待をしているところでございます。これもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと、問題の野洲駅南口整備計画の今後の取り組みはということで書かせていただきました。

この問題も、もう20年来、昭和の時代からのやつです。駅前開発の問題が出て、昭和58年でしたか。それから、今平成19年、いろいろあのとときの状況と今の状況、見比べていただきますと、民間による開発の中で、スーパー銭湯できています。今、15階建てマンションも建設されています。さま変わりはしてきております。しかしながら、行政としては手を打てない、このような結果です。20年です。私もあのとときは若かったです。今、年は言いませんけどね。

そういう中で、地元商工会としても、また地域の消費者の皆さん、そしてその駅前周辺の店舗の皆様も、いろんな協議をしてきた、またいろんな委員会をつくっていろんな計画を策定してきた。何回かあります。しかしながら、つくっては消え、つくっては消え、また方向が二転三転変わってきた、このようなことが何回も今までありましたので、私も今回、これはちょっとやめとこか思ったのやけど、やはりしておかないと、また方向がどうなるやわからんと、このような心配もいたしまして質問させていただいておるわけなので、すけれども、現在、過去、商工会の方では社会実験という名目で店舗を2店舗ほどされて、そのアンケートもとられました。そのような商店群の形成もしてほしいという市民の皆様

の声もございましたし、とにかく何とか元気のある活性化したそのような駅前づくり、また、交通の部分も、雨降りとか朝夕の時間帯には大変車が混雑して、歩行者に対しても危険やと。また、車の渋滞を何とかならないかと、いろんなそういう問題を抱えまして今現在検討されているのが都市再生整備計画、この中で駅前の自治会の皆さん等と入れまして、中心市街地整備計画検討委員会という、何回か開催されたと聞いております。まだ今も進行中でございます。この19年度までに野洲駅をどのような整備をするかということを決断をして、20年度、来年度実施設計をしたい。そして、21年度からその工事にかかりたいというふうには、これは確定をしておりますので、そのように動くだろうというふうには思っております。その中で、Cブロック、今までいろんな計画が持ち上がったところでございますが、野洲駅の交番がございまして。交番の裏の一体、裏と言いますか線路道の方です。あの一体、あれが1,000平米ほどあるわけですか。給生会さんが今自転車置き場やっている、あの給生会さんがどうのこうの言うておられますけれども、その辺の話し合いももう結論出ていると思うわけなのです。このCブロックの利活用、活用をどうされるのか。

それと、Dブロック、Dブロックと言いますと滋賀銀行の、市の方が三、四年前ですか、買収をされたあの土地でございます。そこが約600平米。ここを何とか600平米ございますので、ロータリーを拡張してもまだ若干使える土地があるということで、その土地も何とか、私が聞いているのは観光案内所的な、情報発進基地的なそのような使い方ができないか、このように前にも提言がございましたし、そのように今、商工会の方としても取り組んでいると思っておりますけれども、その方向性、ここらも確認をしたい。Dブロック、Cブロック、そしてその今の人の流れをどういうふうにご考えておられるのか。大変、交通の渋滞という問題がありましたので、その辺を解消のために、どのような動線、どのような改修計画を持っておられるのか、どのような話し合いがされているのか、このようなこともお聞きをしたいと思っております。

あと、もう一点は、個人情報保護法についてでございます。これの現況について質問を出させていただきました。大変、難しい問題でございます。平成15年、これに策定をされて17年の4月から全面施行をされているこの個人情報保護法、野洲市のことは何も問題にはなっていないと、私は聞いておりますけれども、全国、また最近、大津市の職員がこの個人情報保護法、これに違反してどっかに漏らしたと。また、よそでは情報を紛失したとか、盗難にあったとか、いろんな個人情報保護法に対する事件等々が報道されてお

ますけれども、野洲市は幸い、それを聞いておりません。ということは、野洲市においての個人情報保護法の管理運営を適正にやっておられるな、職員さんにもそういう意識があるな、そのようなことを思いますし、その辺のこの2年半ほどありますけれども、市としては、個人情報保護法に対してどのように取り組んでこられたのか、その辺もあわせてお聞きをしておきたい。

以上です。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、私の方から、野洲川の西詰交差点の改良工事と、野洲駅南口の整備計画のご質問について、お答えをいたしたいと思います。

まず1点目の、この野洲川西詰交差点の改良工事でございますが、現在、西詰交差点の改良に係る進捗でございますが、改良すべき交差点の形態につきまして、滋賀県公安委員会、琵琶湖河川事務所、そして市におきまして協議をしましてまいりました。平成18年度末におおむね基本案というか、交差点の形態の原案を決定いたしまして、先ほど河野議員から説明もありましたように、交通特別委員会に提示したところでございます。本年度につきましては、この交差点改良事業を実際に行うことを想定いたしました上で、最も円滑に安全、また経済的ということで、この関係機関が最終調整を行っているところでございます。まずは、できるだけ早期にこの最終的な交差点の形態を決定したいと考えております。

また、この交差点改良に伴い、野洲川左岸の市道の一部について、このように通行どめをしなければなりません。その代替道路の計画のための測量業務を今年度、県が調査測量を行っていただく予定でございます。また、市といたしましても、この野洲川左岸線の通行どめからやはり迂回路が必要となります。そうしたことから、通行される佃浅田線の改良工事の計画についても、現在、進めているところでございます。

次に、来年度に向けての取り組みであります。まずは県におきまして、この交差点改良に係ります基本設計、また補償に係る調査のための予算措置が必要であります。こうしたことから、県に対しまして、来年度の予算措置を含めまして、より強く取り組みをなされますように働きかけたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、野洲駅南口の整備計画の今後の取り組みについてお答えをいたします。

野洲駅南口のおっしゃる通称Cブロック、Dブロックの各使用であります。まずブロックであります。現在、Cブロックの一部に給所会が運営されております駐輪場があります。給所会では次年度、この平成20年度に現在の駐輪場をJR側へ建て替える計画を

されております。この建て替えが終わりますと、市道下水門支線に接した約1,000平米の空き地ができることから、この土地利用を含め現在進めております野洲駅周辺の都市再生整備計画の策定の中で、野洲駅前中心市街地整備検討委員会でも、駅前で楽しく過ごせる公園整備というご意見もいただいております。こうしたことから、緑豊かな広場空間を確保したいと考えております。

また、Dブロックの滋賀銀行側の一部、約600平米でございますが、この活用につきましては、例えば商工会による観光案内や物販、あるいは市によるさまざまな情報提供の場としての整備、また、情報交流スペースとしての活用との意見もあり、野洲駅前情報交流施設として活用していけばと考えております。

次に、人、車の動線についてであります。野洲駅南口の駅前ロータリー整備計画では、駅前ロータリーの拡張と共に歩車道を分離し、バリアフリーの歩道整備を進めることで、南口のロータリー内でのバスや自家用車のスムーズな流れや、歩行者の安全を図れることを考えております。しかし、この渋滞緩和の抜本的な解消にはつながらないということから、そこで抜本的な解消法の1つとして、例えば、朝の7時から9時までの一方通行となっております市道小篠原稻辻線の見直しなども社会実験をしてみたいというご意見も検討委員会から出ているところであります。

いずれにいたしましても、野洲駅前中心市街地整備計画の検討委員会のご意見を踏まえ、都市再生整備計画に盛り込み、野洲駅周辺の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） それでは、河野議員の3点目の、個人情報保護法による現状につきましての一般質問にお答えをさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律におきまして、国及び地方公共団体の責務が定められております。本市におきましても総合的な個人情報の保護制度を確立するために、合併当初から野洲市個人情報保護条例を制定いたしまして、制定以降は罰則の強化等の項目を追加するなどの改正を行いまして、適正に運用しているところであります。ご質問をいただいております法施行後の取り組みといたしましては、本市といたしましては個人情報保護法、または野洲市個人情報保護条例を適正に運用することによりまして、また職員研修等を通じまして、個人情報のそうした流出事故、あるいはまた苦情等も特段なく、現在に至っておる状況でございます。

今後におきましても、市民の方々の権利・利益を保護するため、個人情報 の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） それでは、順番に西詰の関係で答弁をいただきましたけれども、とにかく予算措置を今年度中にするとおっしゃいましたね。これ、19年度中にしてとたしかおっしゃったと思います。来年3カ月ほどございませぬが、目処、当然、部長の方も強く要請していくということで、あんまり強くという印象はございませぬけれども、やはりこれも約束事ですので、長年のことですので、そのような程度で私はあかんと思うのです。今、話聞いていると、これから要望していくというような、何かそんなニュアンスということで、話ちゃんとつけてもうとかないといけないと思うのです、これは。交差点改良の正式な図面も、まだこれからやるというようなことを聞きましたけど、そろそろできているやつ、あるのじゃないですか。これを修正されるわけですか。修正したら、当然それで、だれがするのか知らないけれども。向こうがするのか。とにかく、予算、そんな高くかからんように、用地買収は余りかからないようにという思いはしてますけども、それと市道の迂回路のこともそうですけど、やはり手をつけていかないとけないと思うのです。市道の方はもう手をつける段取りできていると思うのですし、とにかく早急という、市民の長年の願いを、今のようなそのような形の答弁では、ちょっとこれ、市民も納得しない。予算要望で、これ本当はアクション、県としてはアクションプログラム、乗せる、乗せないの話がありましたけども、野洲市では、もうアクションプログラム乗った1番のやつです、これ。私に言わせたら。アクションプログラムって、アクションを起こさないとけないのです。アクション起こしてはんのかいな、県に対して、どこまで。難しい言うて帰ってきててはいけない、また明る日行かないといけない。日参しないといけない、こういう問題は。それで答弁していただかないとね。

話聞いている、まあ、そういう話やというようなニュアンスで、ちょっと私も、やろうというのを感じない。ちょっとひとつ頼みますよ、これ。県に早速行ってきて下さい、あしたでも時間あれば。それちょっと頼んでおきます。本当にこれ真剣な話です。笑い事じゃないです。毎日、事故がいつ起こるやと思って、私、冷や冷やしとるのです。

それと、駅前との関係で答弁いただきました。今、検討委員会の方でいろいろ議論されているとのございます。その中でございました下水門、あそこの突き当たりのあこ、

1,000平米、あこを緑豊かな公園にすると今おっしゃったけど、これ間違いないですか。こんなことされるのか。これは、ずっと私たちも過去、20年前から言っていました。野洲駅の駅前らしい活気のある、そしてさっきも市長がおっしゃっていたようにまちづくり、まず駅前、そして住宅もそうやけど、今、1万人を超えている人が1日、乗降客おられる。その貴重な1,000平米ですから、これはやっぱり高度化利用して、また税収も上がるような、そういう考え方になってもらわないと、地元の商業的な部分も大変弱っているから、そういう活用を指導してもらわないといけないと思うのです。そういう意見があったということらしいですけども、もっと多くの意見を聞いていただきたい。そして、行政として判断をしていただかないといけないと思うのです、決定は。もっといろんな方に意見を聞いて下さいよ。緑豊かな公園が、公園は公園でよろしい。しかし駅前です。駅の降りたところです。長年の1つの怨念があるねん、あこは。言ったら。そういうところですので、ひとつ本当に皆さんの声を聞いて、再度、委員会の方で諮っていただいて、来年度までに1つの方向性を付けていただきたい、このように思います。

その辺の、あと、今後の取り組み、この駅前に関しての取り組み、これ年度的にちょっとおっしゃっていただきたい。一応、21年度から工事するというふうに聞いてますけど、ちょっとこれ確認をしておきたいと思います。

そして、個人情報保護法ということで、今、次長の方から、施行以来、適正に管理できているという中で、これからもそういうふうに取り組んでいくということです。本当に安心をしているわけですけども、先般、民生委員・児童委員さんが選任をされました。野洲市で100人ほどおられます。地域福祉、また社会弱者、また災害弱者等々に対して、民生委員さん、立場、本当にいろんな責務というのが課されているなど、このように思います。市民の期待も大きい。そんな中で、この個人情報保護法というのが、自治会長さんの話を聞きますと、個人情報保護法があるおかげでなかなか、転入された皆様の氏名、住所等々、どのような方が入ってこられたかわからないというような中で、災害の場合、またいろんな想定されるいろんな被害を受けられるような、そういうとき迅速に弱者に対して対応するためには、当然、民生委員さん、また自治会長等々、その地域の安心・安全の担い手としてやはり迅速に対応していただかなければならないわけなのですけれども、民生委員さんも当然、今回変わられたところです。そんな情報、当然ないと思いますし、地域にそういうひとり暮らしの方とか弱者が何人かおられると思います。そういう方は十分に、民生委員さんあたりは知っていただかないとというふうに思うのです。しかしながら、そ

の個人情報保護法というのがある。これは、どこまで、どういう民生委員さんに対して情報が渡っているのかとか、どういうふうになっているのか、その辺もちょっとお聞きしたい、このように思うわけなのですからけれども。

それとも、自治会長の方がどういうふうに対応されているのか。聞いておきますと、閲覧はしていただいているということは聞いておりますけど、民生委員さんも一々閲覧されるのか。民生委員さんは大変現役の方が多し、仕事を持っておられる方も多し、いろんな責任があると、そんな余裕もないかいな、こんなふうに思うのです。やっぱり行政の方から適切にそういう情報は出せないものか、このように思うわけなのですから、その辺のことをちょっとお聞きしたい、このように思います。今の現況です。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 河野議員の再質問でございます。

まず最初に、野洲川の西詰交差点でございます。これにつきましては、今、交通特別委員会でお示しいたしました図面から、若干は変わると思います。県もやはり財政事情の厳しい中ですので、できるだけ図面をいただきますと1つの工場というか、倉庫がかかります。やっぱりそういうようなものを避けて、何とか安全で交差点改良ができないかということ、今、最終の詰めをしておりますので、そうしたところで若干かかると思います。そして、先ほど予算等の市の指定ということを言われました。これも今、12月議会でもお願いしております佃浅田線の1つの交差点改良ということで、そうしたことも進めております。また、先ほども答弁させていただきましたように、県の方では今、左岸の方から佃浅田線につなぐ接続道路につきましても、今現在、今年度、県も調査測量に入ることになっておりまして、そうした中で、この西詰交差点は、市長も先ほども何回も言われていますが、これは県のアクションプランに載っております。今、年度に県のアクションプランの計画の見直し年度でありますこの交差点につきましては、どうしてもやはり市としてはこれを載せていただいて、早期にできるように進めていく姿勢を持っております。議員もおっしゃるように何回も足を運びながら、県の方にも行っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

次の、野洲駅南口の整備計画の今後の方向でございます。先ほども議員からもありましたように、今年度にまちづくり交付金をいただくべく都市再生整備計画ということで、この年度末にその計画を定めて、そして20年度にその事業採択を申請する計画をしております。そして、それと並行いたしまして、できれば20年度にその実施設計の委託を考え

ております。そして、この事業は5年間ということですので、財政事情が許す限り、21年度からそれぞれ整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） 河野議員の再質問をいただきました。

個人情報の関係で、自治会長また民生児童委員さん、こうした方々に対する個人情報の提供の現状、あるいはまた、どのくらいの個人情報が提供されておるのか、それからまた、いざという有事に備え、必要な個人情報、迅速な対応ができないものかというようなご質問をいただいたと思います。お答えをさせていただきます。

現在、自治会等におきましては、住民票の異動につきましては提供をしておりませんが、自治会長には行政事務委託業務を行っていただいておりますので、その業務の範囲内として、住民基本台帳の写しの閲覧申請があったときには許可をいたしまして、必要な個人情報を提供をしている状況でございます。また、民生児童委員の方々には、当然、その業務の必要性から、住民票の異動につきましては情報を提供させていただいております。この民生児童委員の方々におかれましては、児童福祉法また民生委員法におきまして守秘義務が課せられております。そうしたことで、日常時において知り得た個人情報につきましては、自治会等への提供はできないこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、最近、国の動向につきまして、総務省等から個人情報の適切な共有につきまして、災害時の要援護者の避難支援ガイドラインの通知が出ております。これらの通知を踏まえまして、本市におきましても庁内の関係課におきまして災害時の個人情報の運用の研究を行っておるところでございます。具体的には、災害弱者の方々の支援体制づくりに向けた名簿、リストの整備などについて研究をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、本市といたしましては、国の状況あるいはまた県内各市町の運営状況を見据えながら、また必要であれば個人情報保護審査会にも諮問をしながら、適正かつ適切に行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） また西詰、県とこれから交渉していくという話、同じようなことでございますけれども、とにかくさっきも申し上げたように、県に対して強くアクション

ンしていただきたい。もし手が足らなかつたら私も行きますので。行きます。ほんまに言うて下さい。そういう意気込みで一緒にやっついていかないといけないと思うのですよ、これは。行政の皆さんもそうやし、私たちがそうやし、やっぱり共に市民の安心・安全のために努力せな、これはあかんのと思うので、私の思いは一緒なのですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、駅前まち構の申請を来年度、来年度じゃなしにまとめて申請するというこゝですね。19年度末までに仕上げて20年度申請ですか。あと数カ月、ひとつその辺のまとまったやつを私も楽しみにしてますし、また申請される前には報告いただきたい、このように思ひますので、ひとつよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

そして個人情報保護法、大変やっかいな問題も起こり得るこの法律なのですけれども、やはり個人のためにあるという、個人は守られる、そして事業所とか大きい会社とかは規制を受けているという個人情報保護法なのですけれども、やっぱり社会弱者の皆様のために、私はもっと情報というものは、さっきもおっしゃったように、有効に、いい方向でその情報いうものを使うならば、これは大いにそのような方向で野洲市の中で個人情報保護条例というものを、今検討中というこゝで、災害時要援護者支援に向けた検討会議、こういうものをやっておられるというこゝで、ひとつそういう考え方で、やはり弱者を守るといふその観点に立って議論を進めていただきたい、このように思ひます。

以上です。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明13日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時36分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年12月12日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 鈴木市朗

署名議員 原田 薫